

# 平成30年への準備と 行政処分倍増の实地指導対策

株式会社インフォ・テック  
コンサルティング部

# 「介護保険制度の実施状況に関する会計検査の結果について」

## 平成28年3月25日会計検査院

### 特定事業所集中減算の効果

ケアマネが基準を超えないよう他の事業者と利用者を紹介し合ったり、ケアプランの内容を変更したりして集中割合を調整していた。

ケアマネジメントは、ケアマネジャーはその担当する利用者の人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って業務を行わなければならないとしている運営基準等の趣旨に反すると考えられる状況

厚生労働省は昨年9月、基準となる集中割合を導入当初の90%から80%に引き下げて規制を強化したが、検査院は「ケアマネジメントの公正・中立を確保する目的からみて、必ずしも合理的で有効な施策とは考えられない」と指摘。

十分な検証を行った上で、ケアマネジメントの公正・中立を確保するための合理的で有効な施策の在り方等について、特定事業所集中減算の見直しも含め、十分に検討すること

## 第57回社会保障審議会介護保険部会 平成28年4月22日（金）

保険者等が、介護保険事業計画におけるPDCAサイクルを通じた進捗管理、保険者による高齢者の自立支援や介護予防の取組、効率的な給付の推進等を図るためのインセンティブとしてどのような仕組みが考えられるか

そして、会計検査院報告を踏まえて、ケアマネジメントにもメスが。

○自立支援、公正中立、総合的かつ効率的なサービス提供の視点に基づく適切なケアマネジメントを確保するためには、どのような方策が考えられるか。

○市町村は保険者として、地域の中で適切なケアマネジメントの確保を一層進めるため、どのような方策を行うことが考えられるか。

○医療介護等の連携のために、ケアマネジメントにおいて、専門職種や専門機関を有機的に結びつけるためにはどのような方策が考えられるか。

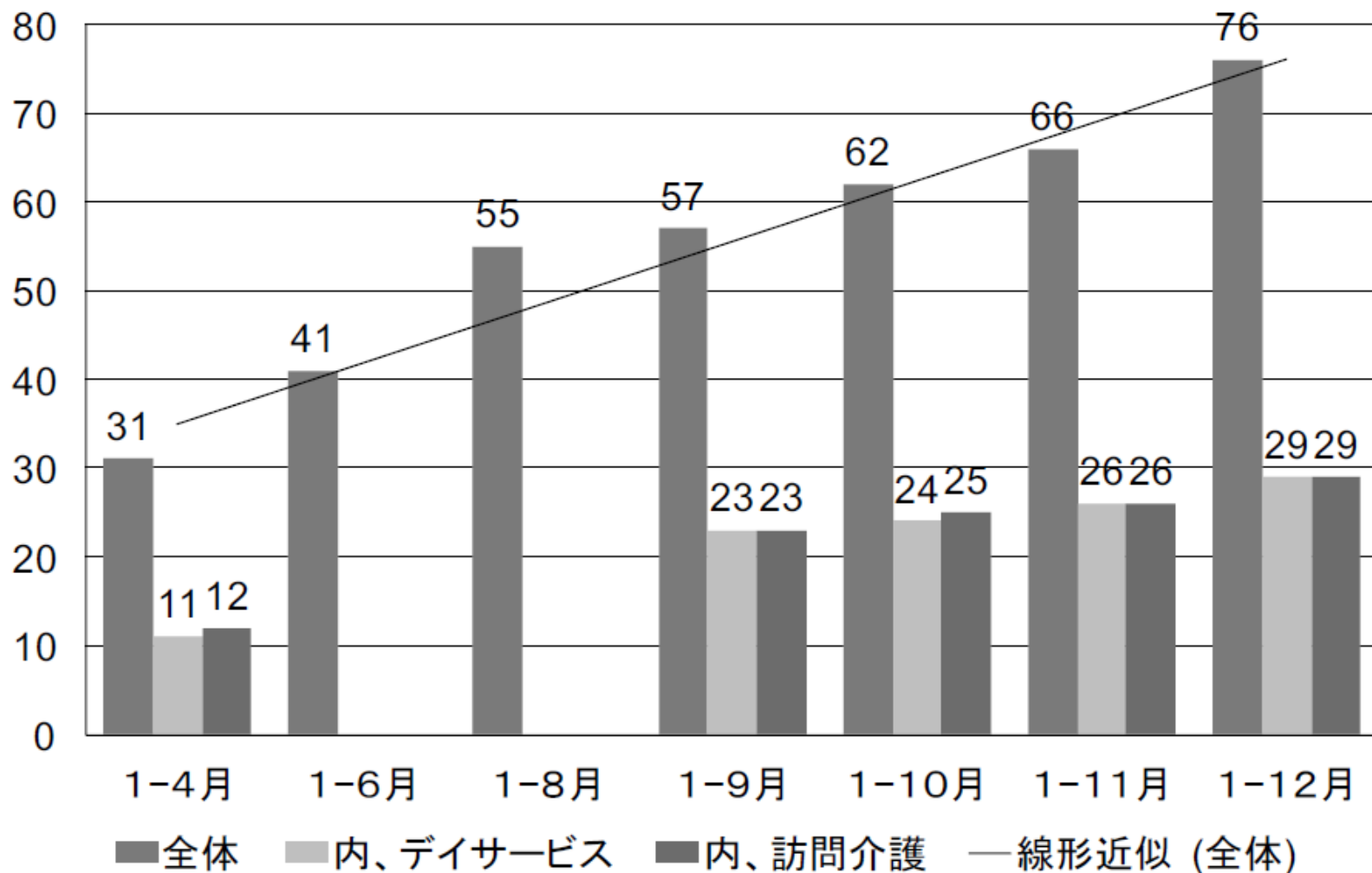
○給付管理や書類作成等の業務負担も踏まえて、ケアマネジャーの業務のあり方をどのように考えるか。

## 第7回 一億総活躍国民会議

平成28年4月26日（火）

・介護職員は、勤続年数に応じた賃金体系や評価制度を構築したうえで、現在月額1万円余りある飲食業などのサービス業との賃金差の解消を図る

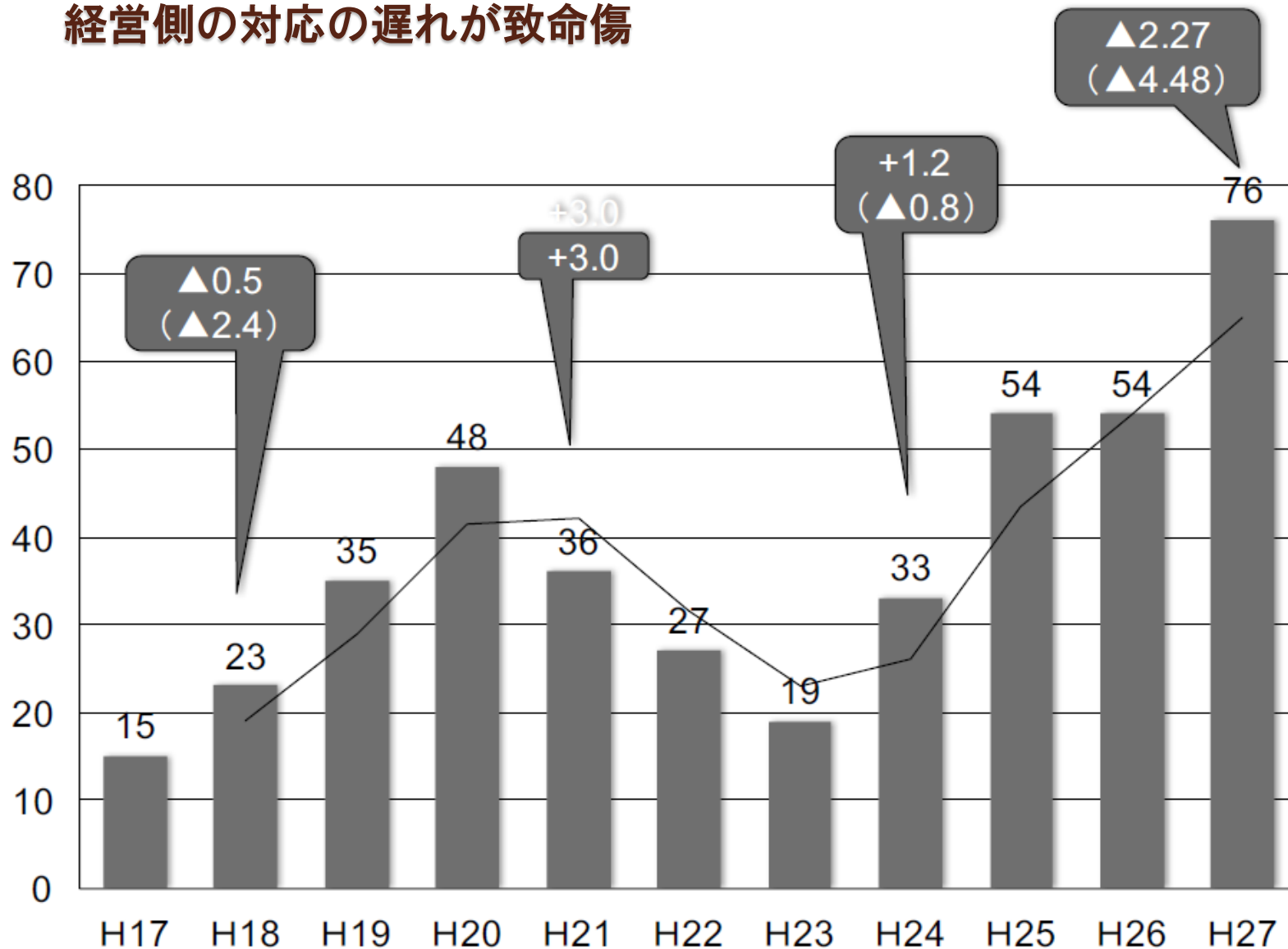
# 平成27年介護事業倒産件数 小規模で開業5年未満での倒産が53% 小規模が60%



出典：東京商工リサーチHPより



# 年別 介護事業倒産件数と介護報酬改定率 経営側の対応の遅れが致命傷



出典：東京商工リサーチHPより

## H27年4月介護報酬請求事業所数

|        |         |                |
|--------|---------|----------------|
| 訪問介護   | 32,636  |                |
| 通所介護   | 42,386  | (うち、小規模23,590) |
| 居宅介護支援 | 38,541  |                |
| 計      | 113,563 |                |

厚労省：介護給付費実態調査月報（平成27年4月審査分）より

## H27年4月コンビニ店舗数

|          |        |
|----------|--------|
| セブンイレブン  | 17,569 |
| ローソン     | 12,164 |
| ファミリーマート | 11,352 |
| 計        | 41,085 |

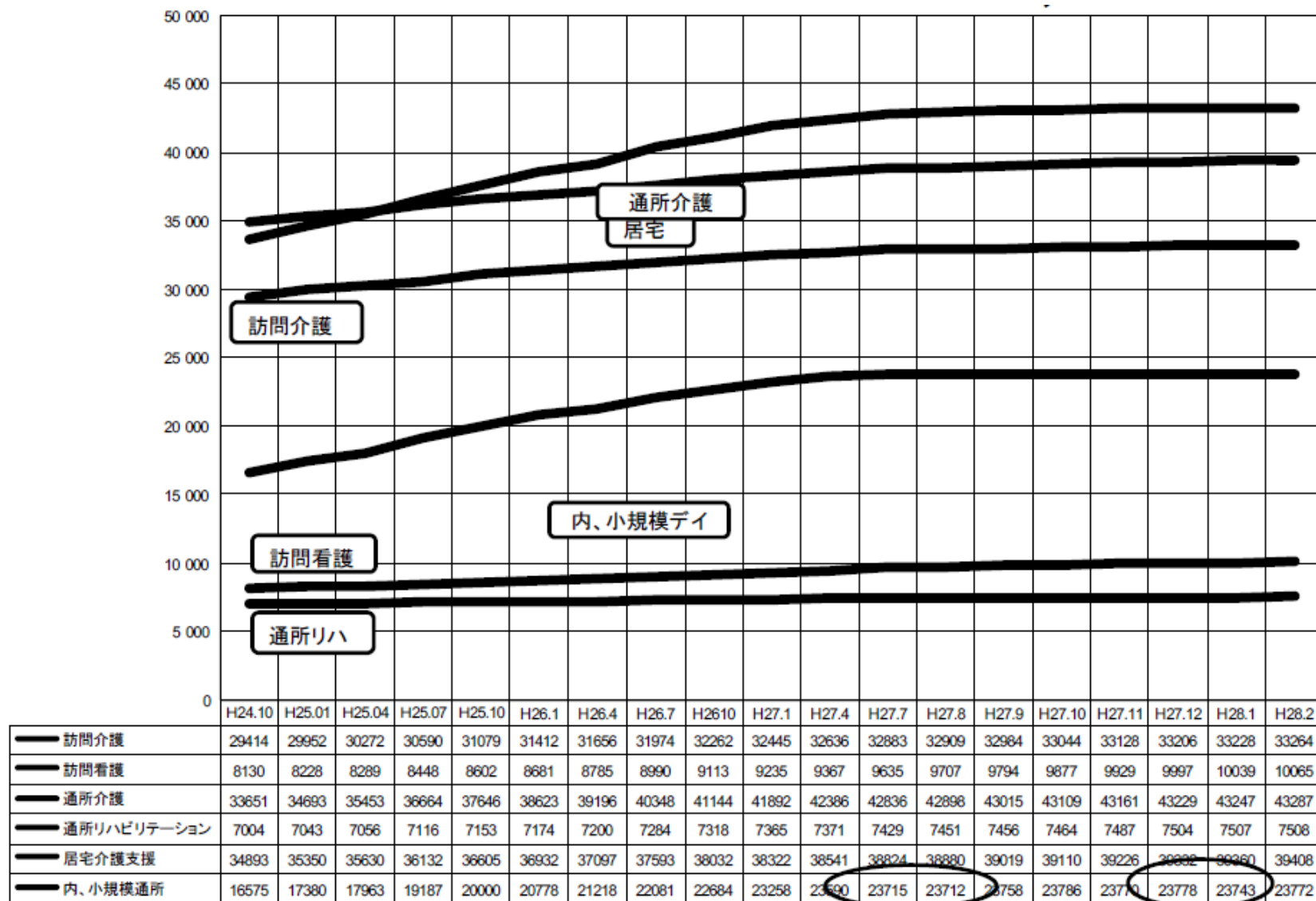
|          |         |          |
|----------|---------|----------|
| 総請求事業所数  | 194,578 | (予防含む)   |
| 総コンビニ店舗数 | 55,508  | (14チェーン) |

各FC本部ホームページ公表データより

# 在宅サービス事業所数の推移

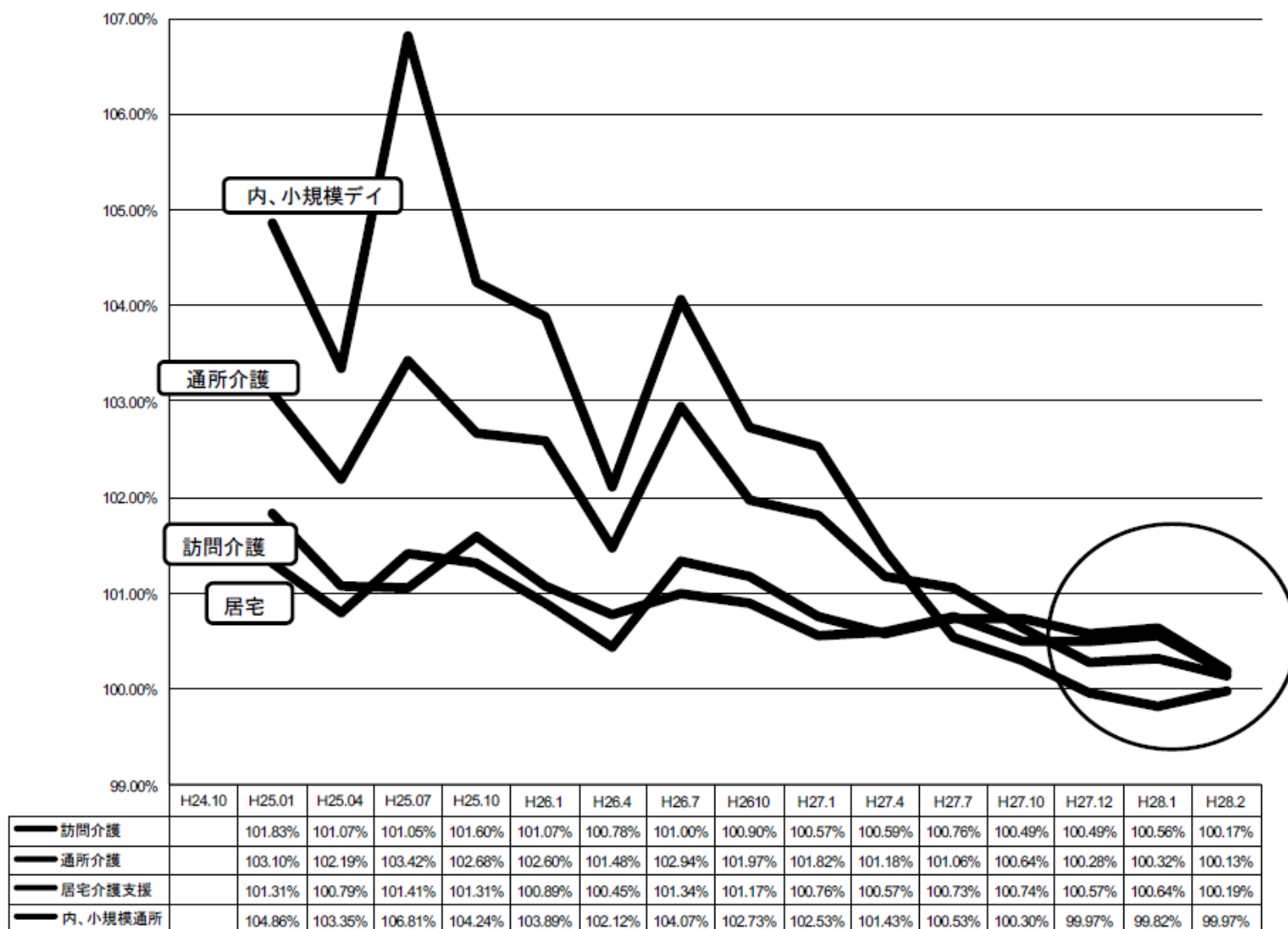
## 小規模デイは8月・11月・1月でマイナス

厚労省：介護給付費実態調査月報統計表25表 H24.10～H27.12月表より



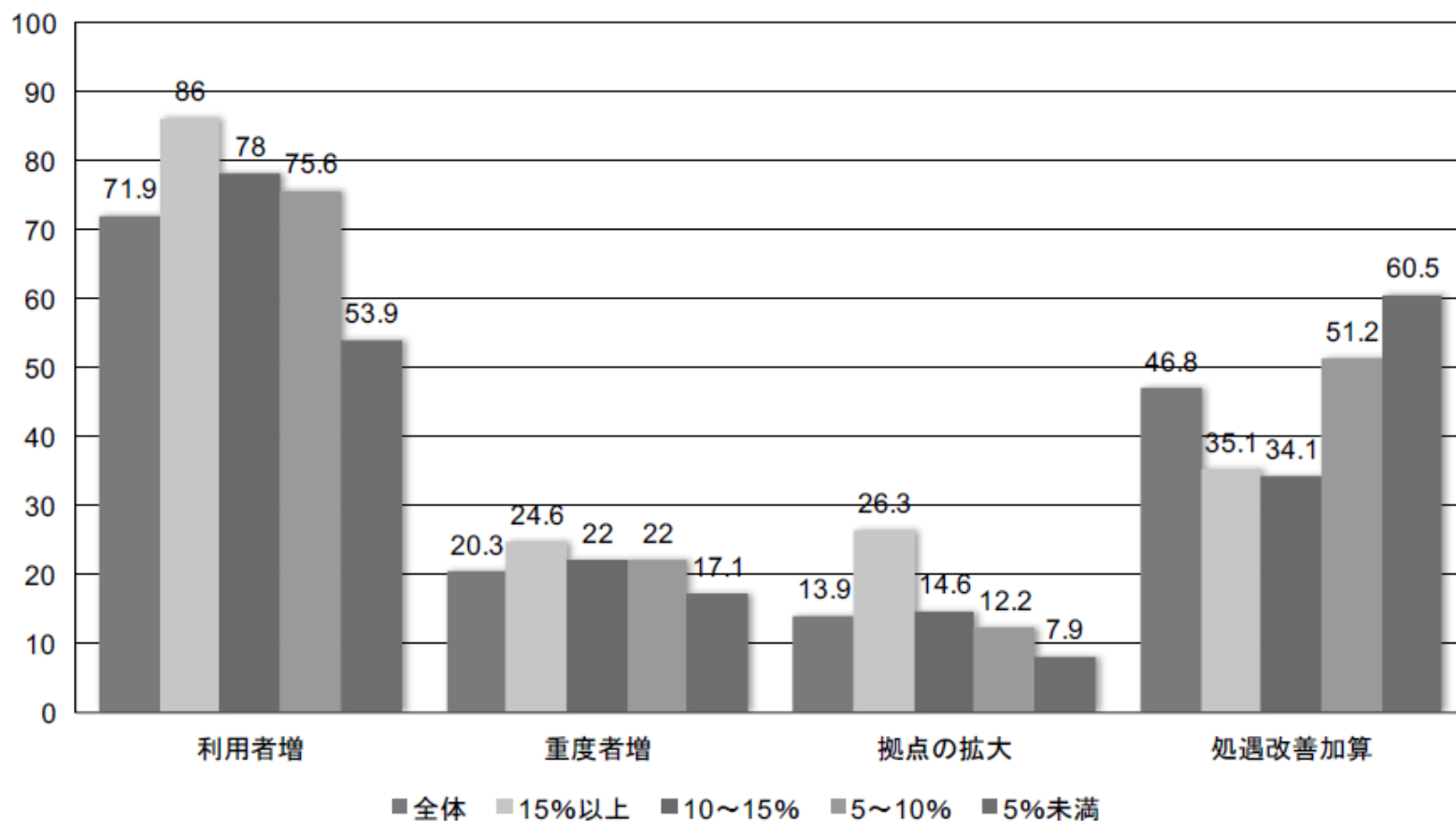


## 3ヶ月前との伸び率比較 止まらない小規模デいの減少



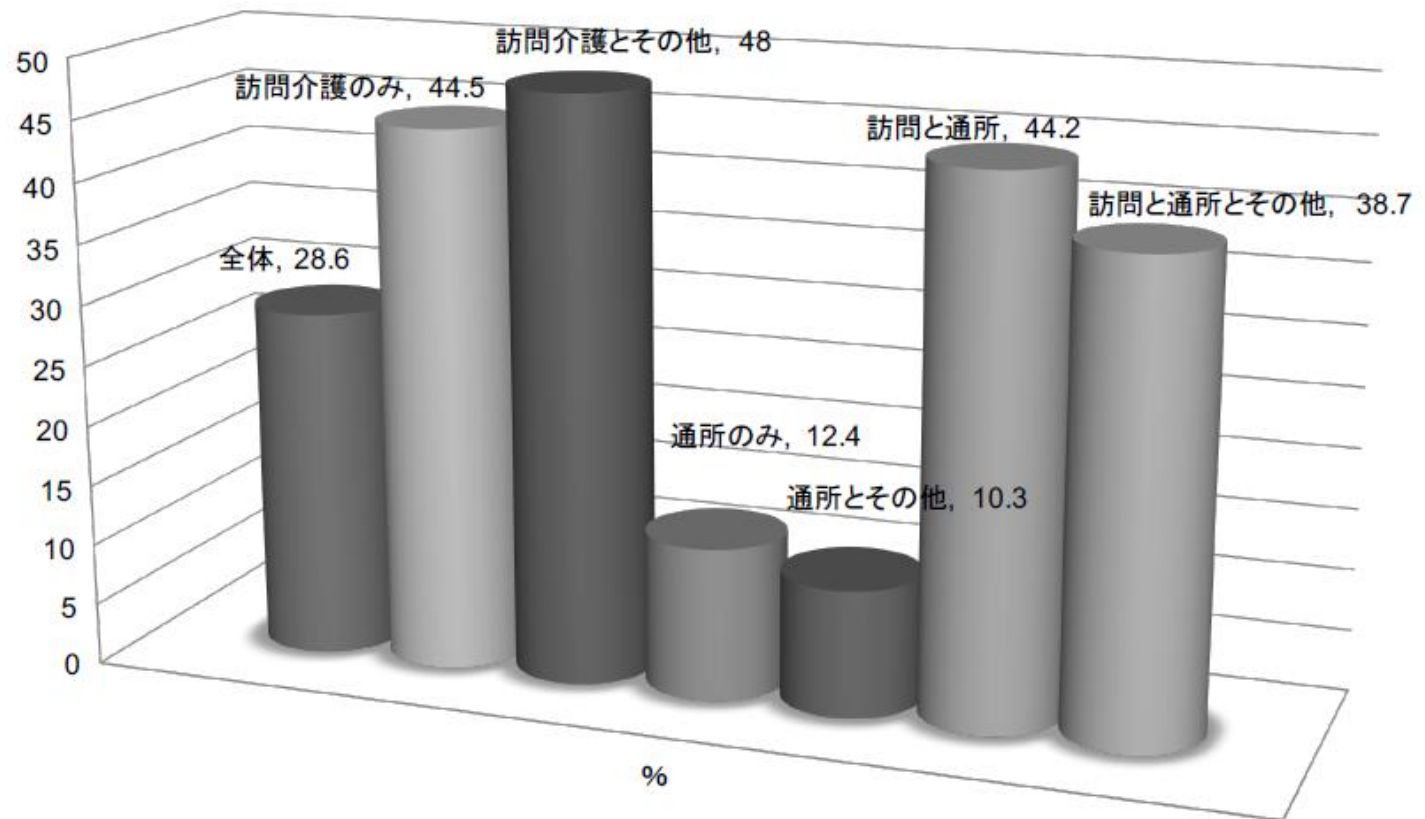
## 介護報酬が増えた理由-介護報酬 増加割合別

○ 規模の拡大に成功した企業や、もともと規模の大きな企業は、介護報酬引き下げの影響を軽微にとどめることができたが、規模の小さな企業で、小規模な通所介護ほど引き下げ幅が大きく、また人員や資金の制約から各種の加算を取得したり、より報酬の高いサービスを開始したりすることが難しいため、報酬改定の影響を緩和できなかった企業が多いと思われる。

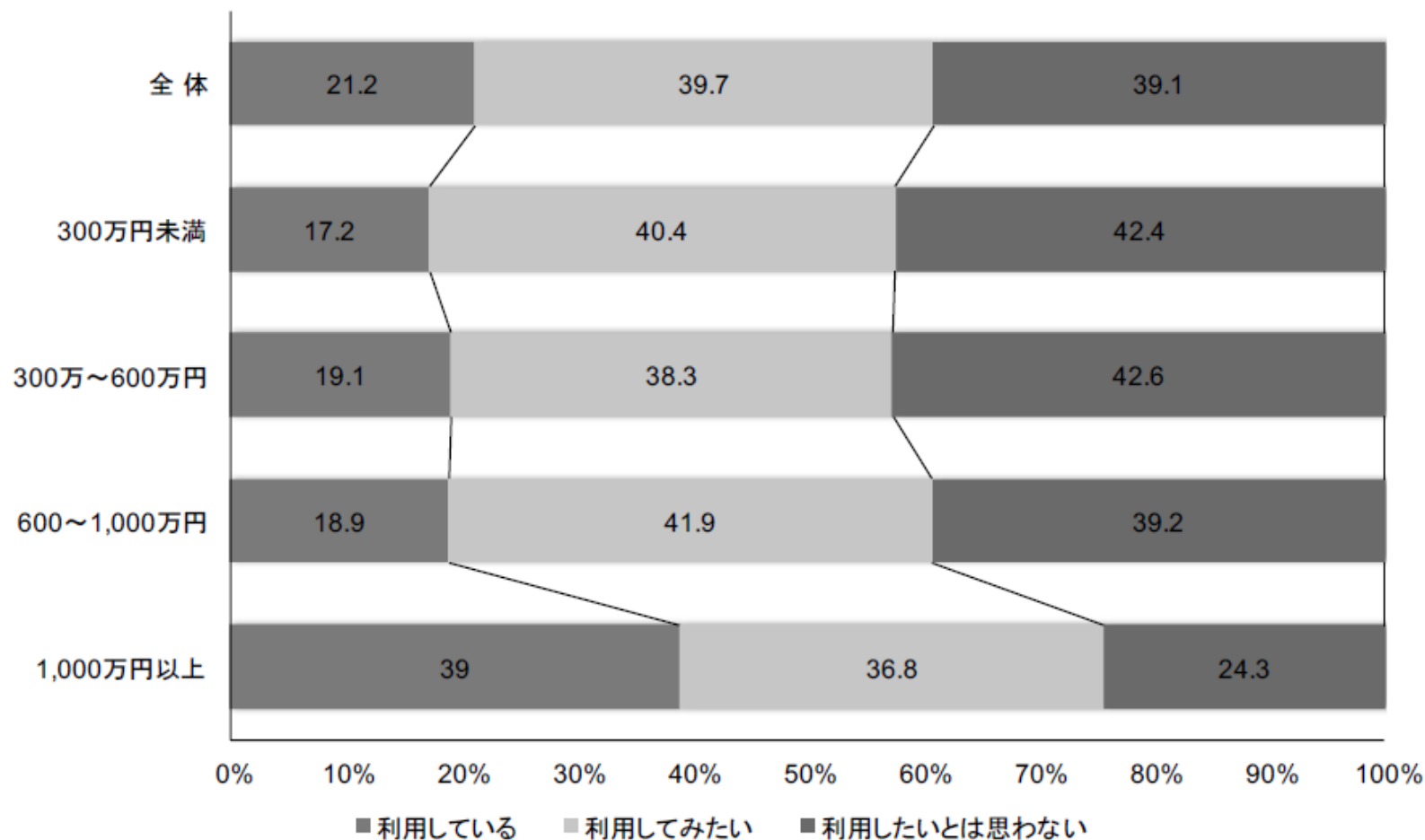


## 保険外サービス事業を行っている

- 保険外サービスを提供している企業、全体28%を占める。訪問介護を営んでいない場合、10%程度と少なく、訪問介護と合わせて提供している企業が多い。
- 通所介護で、「お泊りデイサービス」を提供する割合が13.6%ある。宿泊料金平均値2,700円、最頻値3,000円となっている。
- 介護保険外サービスの1ヶ月当り売上高「訪問介護」「通所介護」「訪問介護と通所介護」のみ企業の場合、平均値が128万円、中央値が50万円となっている。なお、保険外サービスを行っているから訪問・通所介護の採算がよいということはない。

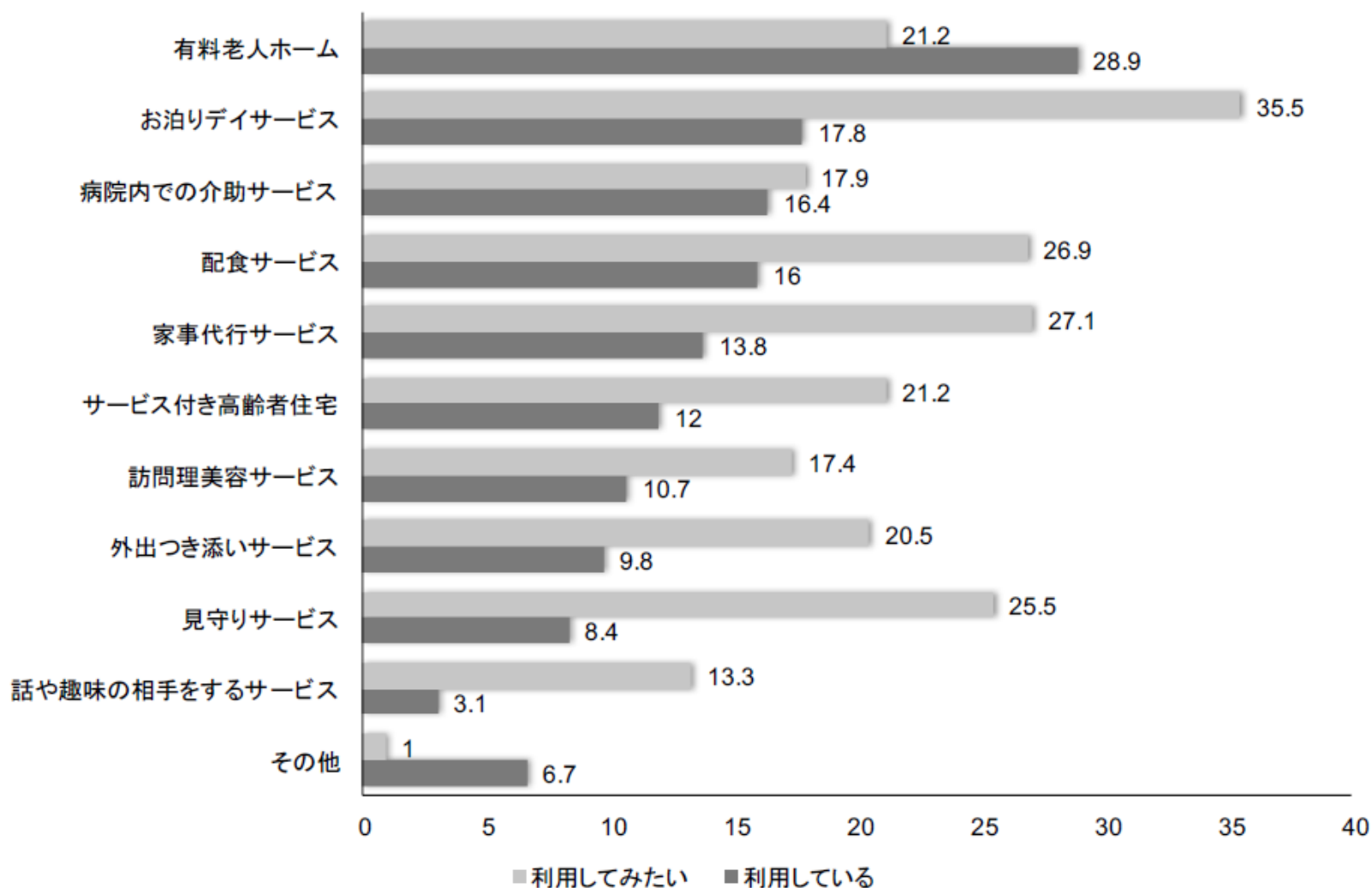


## 保険外サービスの利用意向 ～利用している・利用してみたいが6割～



出典：平成28年2月9日 日本政策金融公庫 訪問・通所介護事業者利用状況調査

## 利用している・利用してみたい 介護保険外の介護サービス

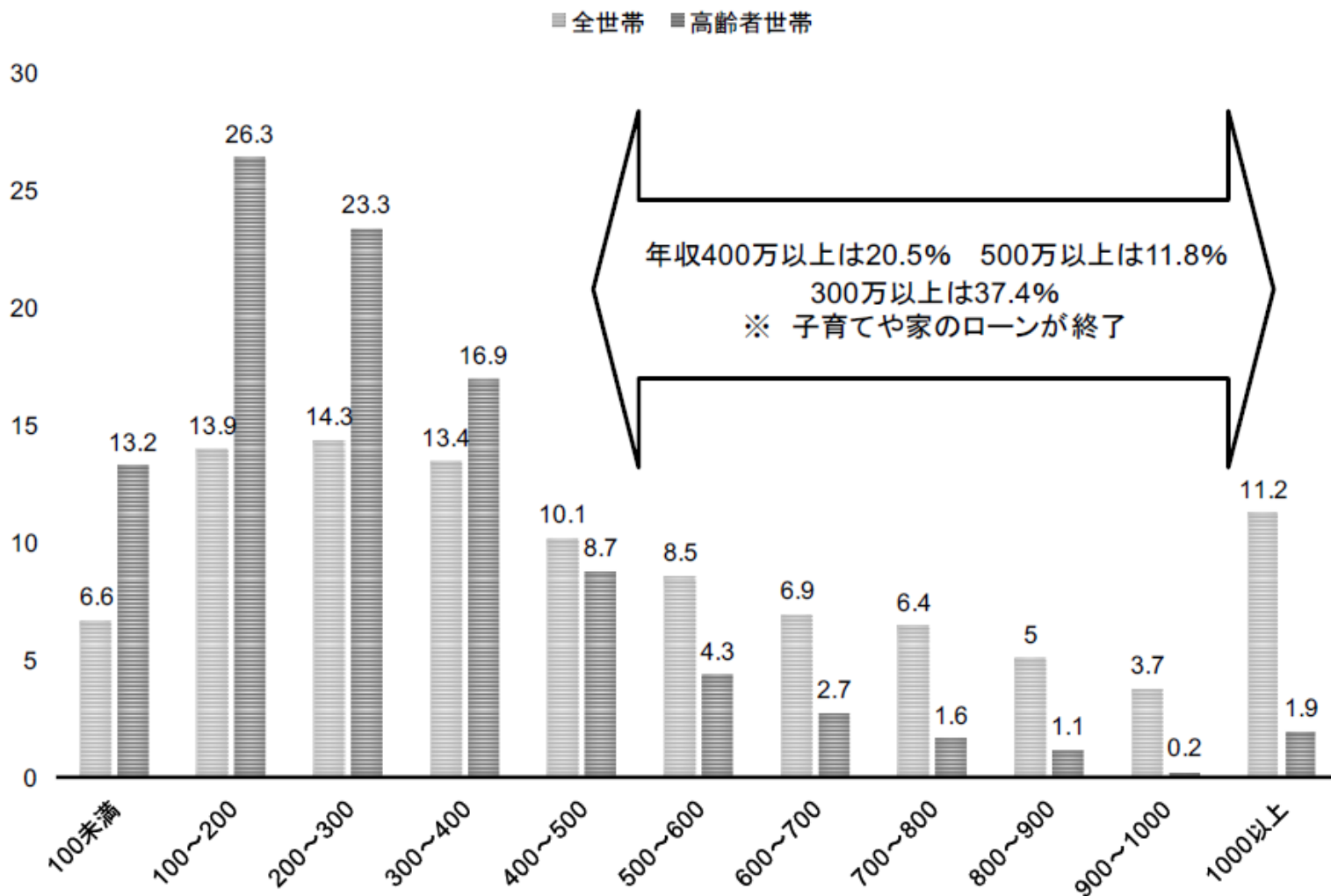


出典：平成28年2月9日 日本政策金融公庫 訪問・通所介護事業者利用状況調査



# 年間所得階級別世帯分布

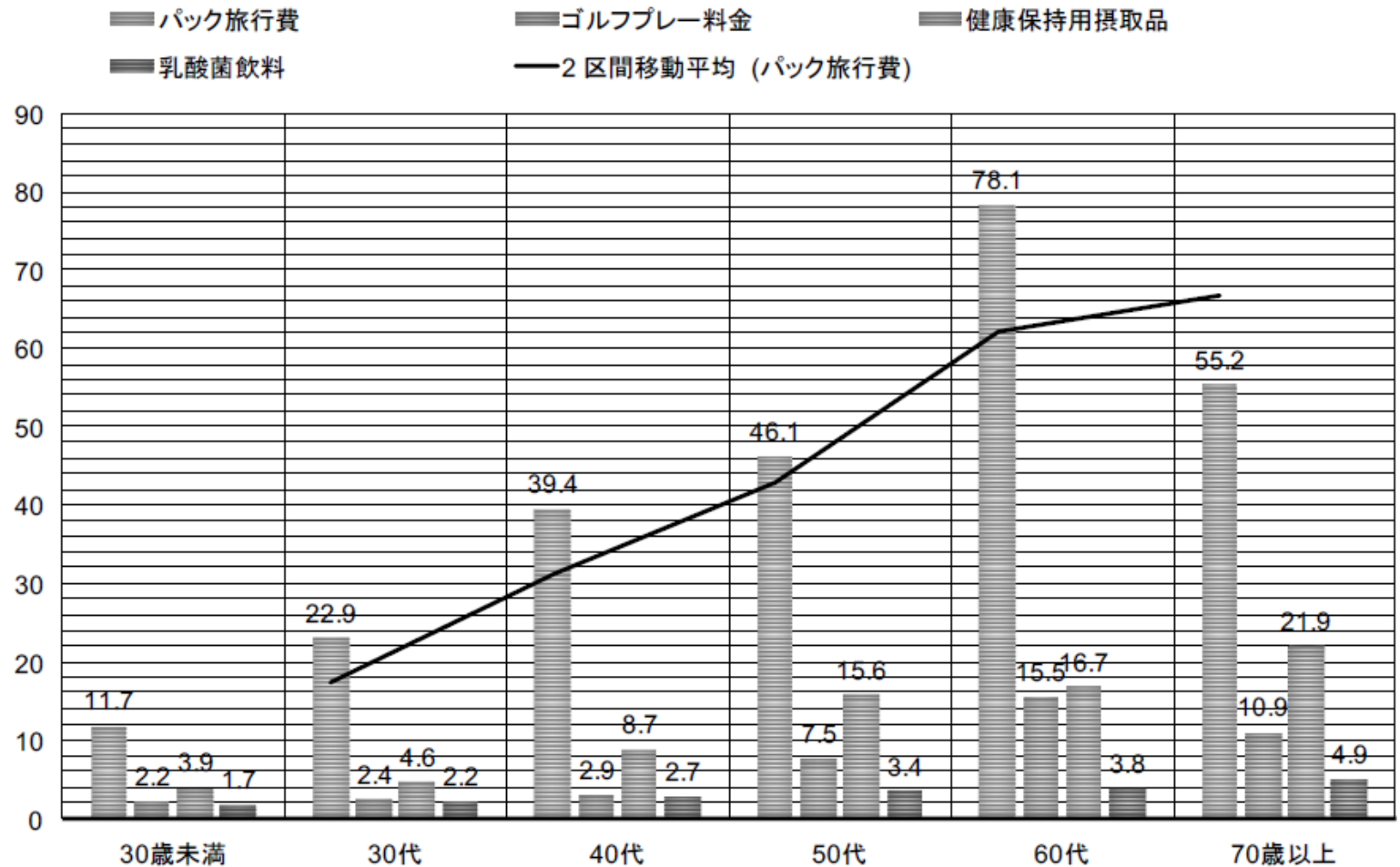
出典：2014年厚労省 国民生活基礎調査



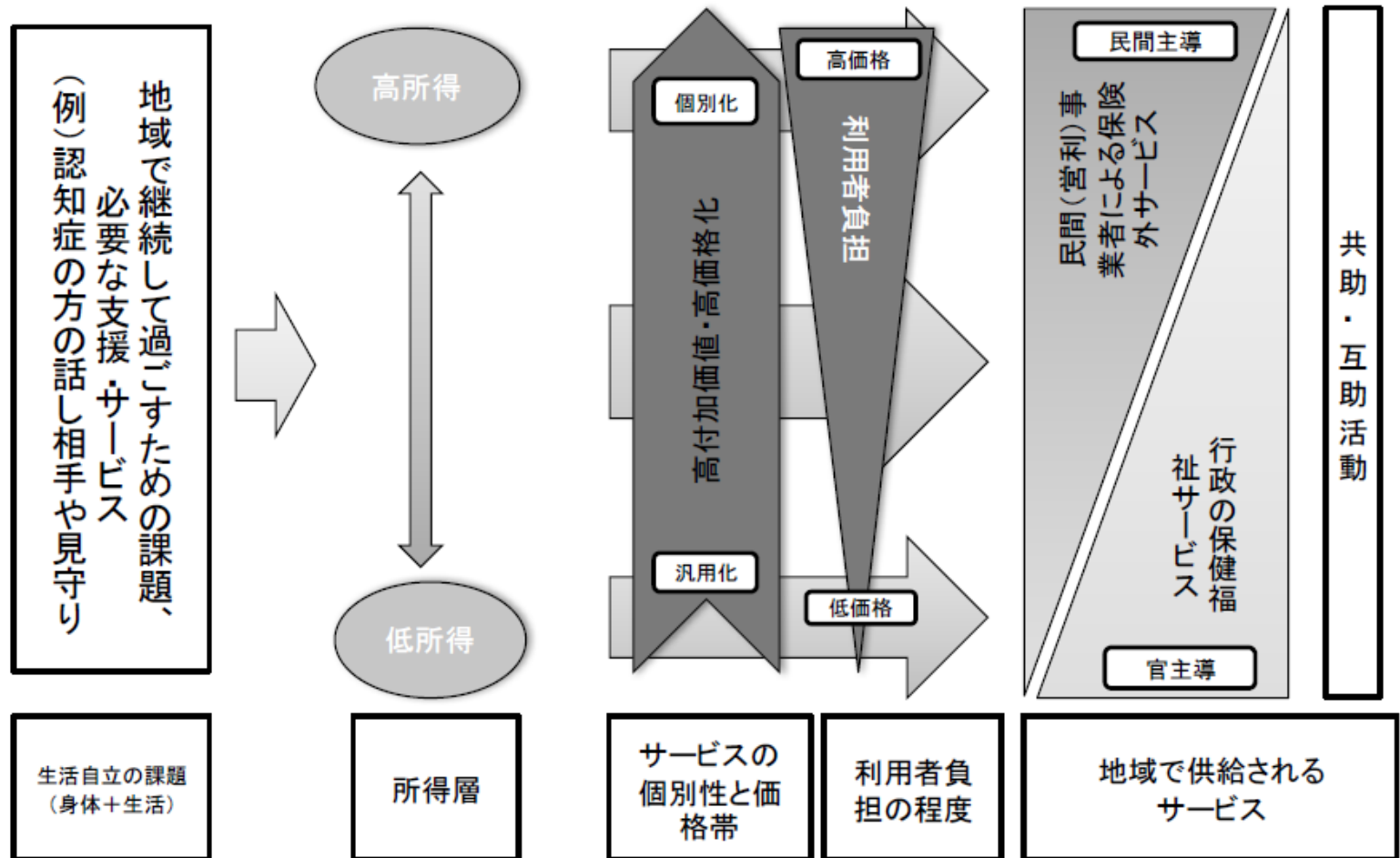
単位:万円

# 世帯主の年齢階級別 1 世帯当り年間の支出金額 (平成24年：二人以上の世帯)

単位:千円



# 高齢期の生活課題とサービス、供給主体の概念



## なぜ今、介護サービス事業者による生活支援（保険外）サービスなのか？

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加。地域包括ケアシステム構築に向けた動きが市町村を中心に加速している。

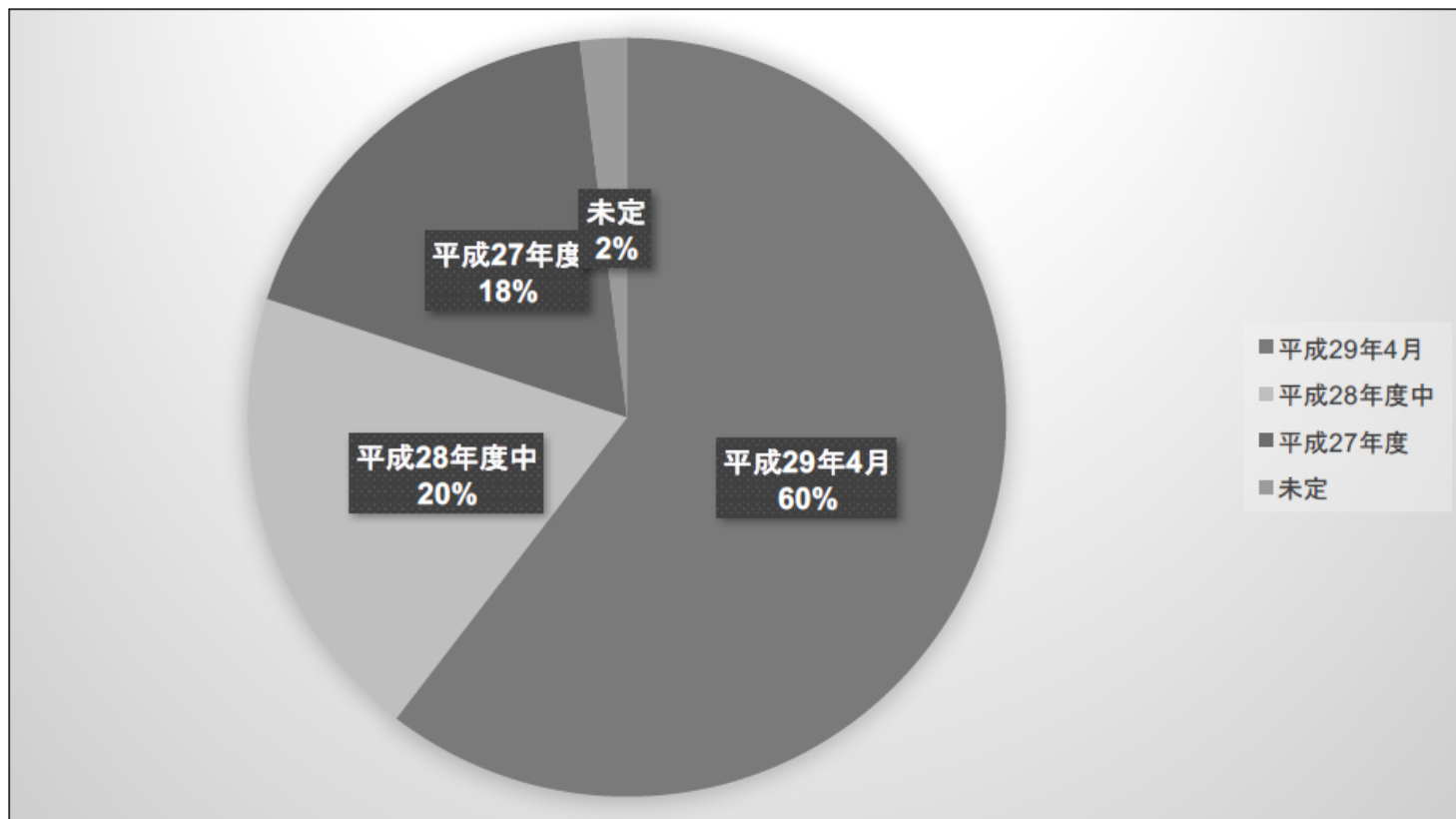
介護保険制度は、今後も費用の増大が見込まれ、介護保険制度の持続可能性の確保のため、重点化、効率化が求められている。

このような状況の中で、単身で日常生活の困りごとを抱える支援が必要な高齢者が、地域で暮らしていけるようにするためには、生活支援について保険外サービスとして充実を図る必要がある。

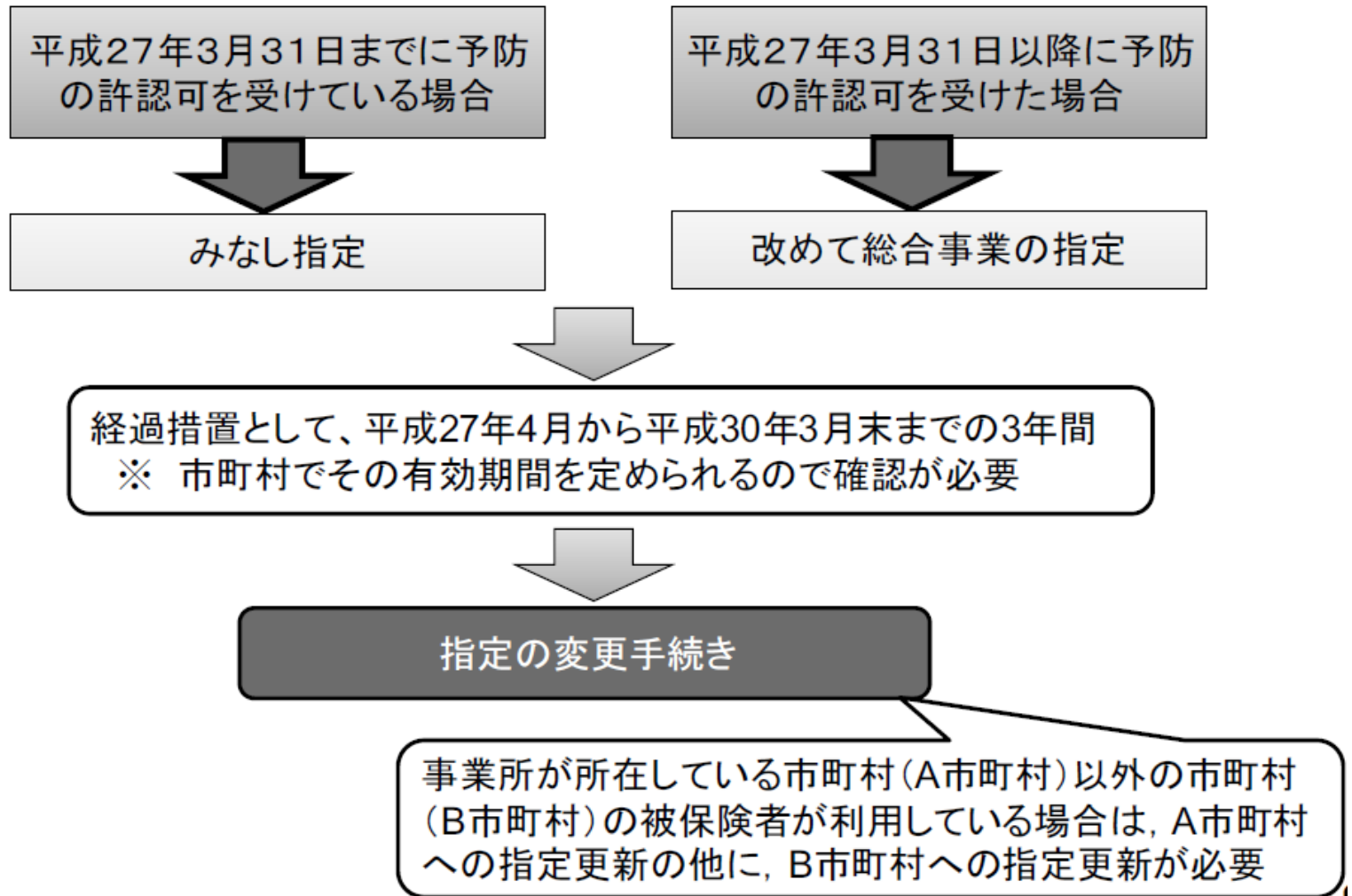
※団塊の世代など、自分のニーズや好みに合致したより品質の良いサービスを求める層や自費によるサービスの利用を選択しうる層が増えている。

※介護事業者は、生活支援サービスを提供することで、多様な人材を地域から生活支援の担い手として確保し、その中の一部の者を介護サービスの担い手として養成するなど、一体提供で経営効率の改善が期待される。

## 総合事業の実施状況 H28.1.4現在



# みなし指定





# 総合事業者の定款、運営規程等の追加・変更

## 法人の定款の事業目的

例1 「介護保険法に基づく第1号訪問事業」

例2 「介護保険法に基づく第1号通所事業」

例3 「介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業」

※居宅介護支援事業所等が市町村から委託を受けて事業を行う場合には、定款に記載が必要

## 運営規程・重要事項説明書・利用契約書等

総合事業への移行に伴い、運営規程・重要事項説明書・利用契約書等に記載のサービス等を修正する ※ 第一号訪問事業（現行相当サービス）

契約書に以下の文面を追加する

（介護予防・日常生活支援総合事業を利用する場合）

第〇〇条 利用者が介護保険法等関連法令に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）を利用する場合においては、本契約に「介護予防サービス」とあるのは「総合事業サービス」、「介護予防支援」とあるのは「介護予防ケアマネジメント」と読み替えるものとする。

# 地域密着型デイの定款変更

＜株式会社などの営利法人や特定非営利活動法人における定款記載例＞

「介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業」

下記の規定を併せて追加しておくことも可能です。

「介護保険法に基づく第一号通所事業」

社会福祉法人に関しては、「老人デイサービス事業」と記載されている場合は、「老人デイサービス事業」に地域密着型通所介護も含まれますので定款変更は不要と考えられます

# 請求の事例

【例】 A市は総合事業実施、「他市」は総合事業未実施の場合

総合事業で請求する

A市の被保険者 ⇒ 市内の事業所を利用

A市に住民票のある住所地特例者(つまり保険者は他市) ⇒ 市内の事業所を利用

A市の被保険者 ⇒ 市外の事業所を利用

A市に住民票のある住所地特例者(つまり保険者は他市) ⇒ 市外の事業所を利用

予防給付で請求する

他市の被保険者 ⇒ A市の事業所を利用

他市に住民票のある住所地特例者(つまり保険者はA市) ⇒ A市の事業所を利用

他市の被保険者 ⇒ A市外の事業所を利用

他市に住民票のある住所地特例者(つまり保険者はA市) ⇒ A市の事業所を利用

要は、住民票所在地の提供サービスで請求する

# 地域密着型通所介護の運営推進会議と介護報酬

- ・平成28年度から「運営推進会議」の設置を義務づけ、施行から1年間の経過措置は設けられていない。
- ・平成28年度に地域密着型通所介護が創設されることに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保する運営推進会議の設置など新たに基準を設けるが、その他の基準については、現行の通所介護の基準と同様とする。
- ・運営推進会議については、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護は、概ね6月に1回以上開催する。療養通所介護は、概ね12月に1回以上とする。
- ・複数の地域密着型サービス事業所を併設している場合は、まとめて運営推進会議を開催することも可能。
- ・認知症対応型共同生活介護のように外部評価は義務づけていない。
- ・運営推進会議の実践例は「認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業」等を参考にする。
- ・市町村の条例で更に開催回数を緩和することが可能である。



# 運営推進会議の在り方

運営推進会議とは、介護事業所が利用者や地域の代表者等(町会長、民生委員、老人クラブ会長等)、地域包括支援センター職員、行政職員に対し、事業所のサービス内容等を公表する会議。

## 【主な参加メンバー】

利用者、利用者の家族、地域の代表者等、管轄地域 包括支援センター職員(※)、行政職員、その他知見を有する者 ※在宅介護支援センター職員も含む

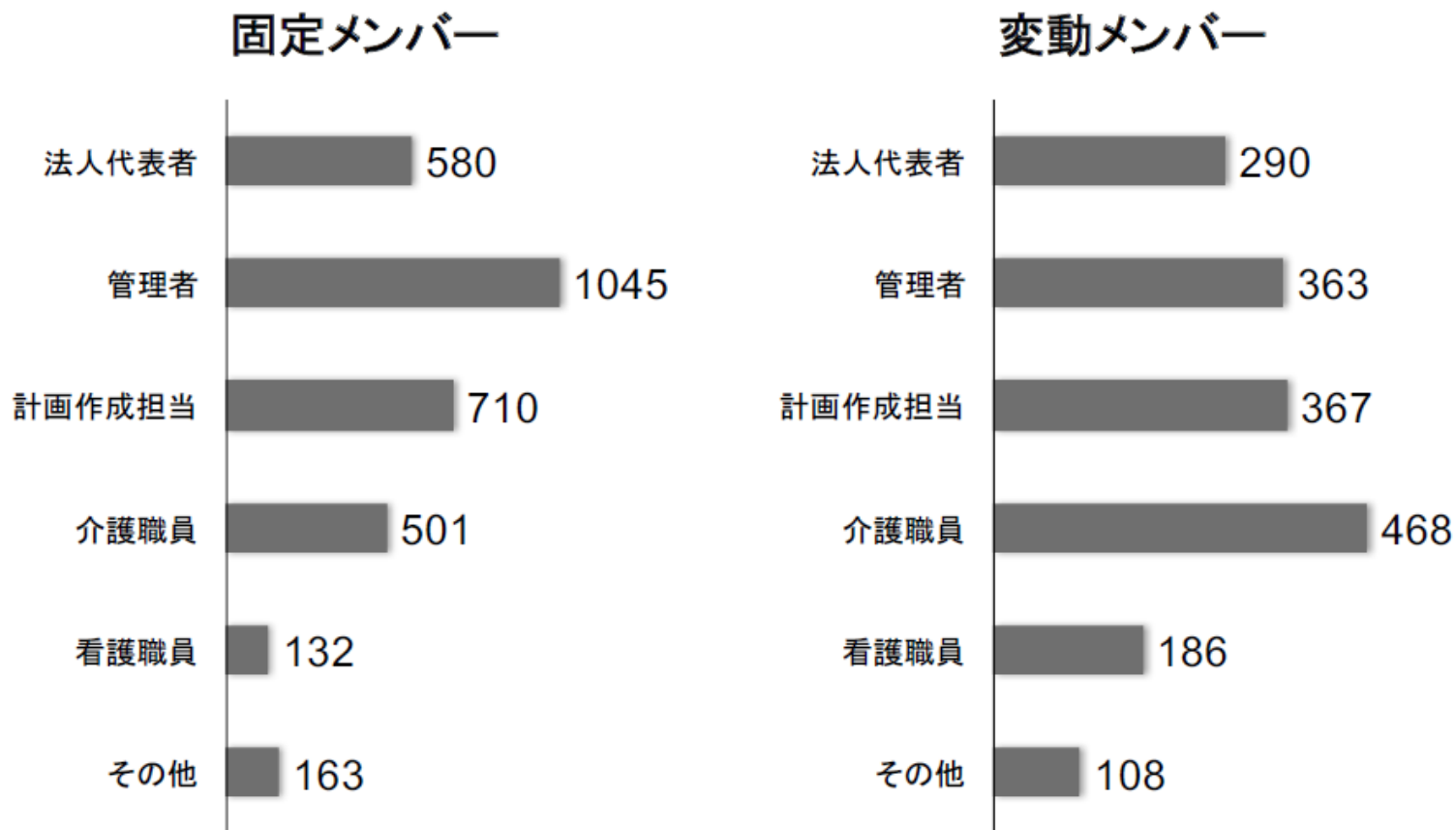
## 【開催テーマ】

運営に関することであれば何でも可能。また、参加メンバーも固定する必要はなく、テーマによって異なってもよい。

## 【テーマ例】

- 利用者の状況、行事の実施報告
- 家族からの要望、意見
- 地域行事への参加について
- 近隣交番の警官を招き、防犯について考える
- 利用者の行方不明時の協力体制についてのお願いと対応方法について
- 認知症に関する勉強会

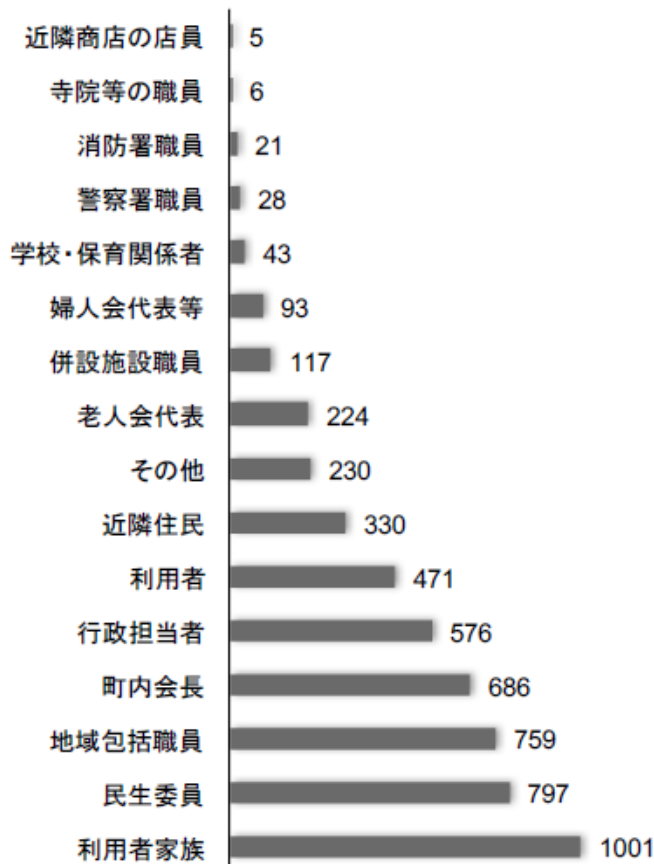
# グループホームにおける運営推進会議の実態調査 事業所内の参加メンバー



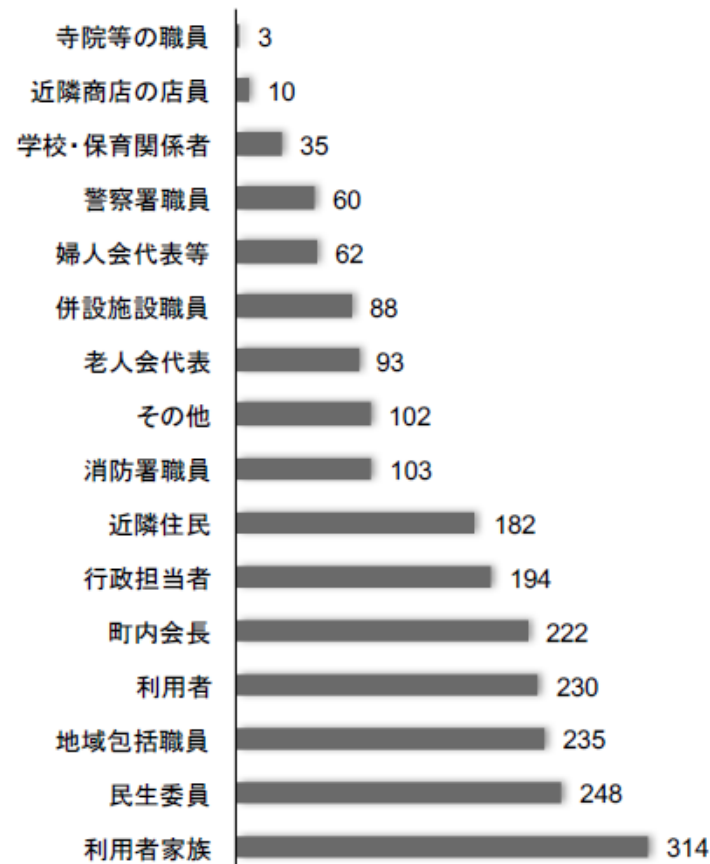


# グループホームにおける運営推進会議の実態調査 外部の参加メンバー

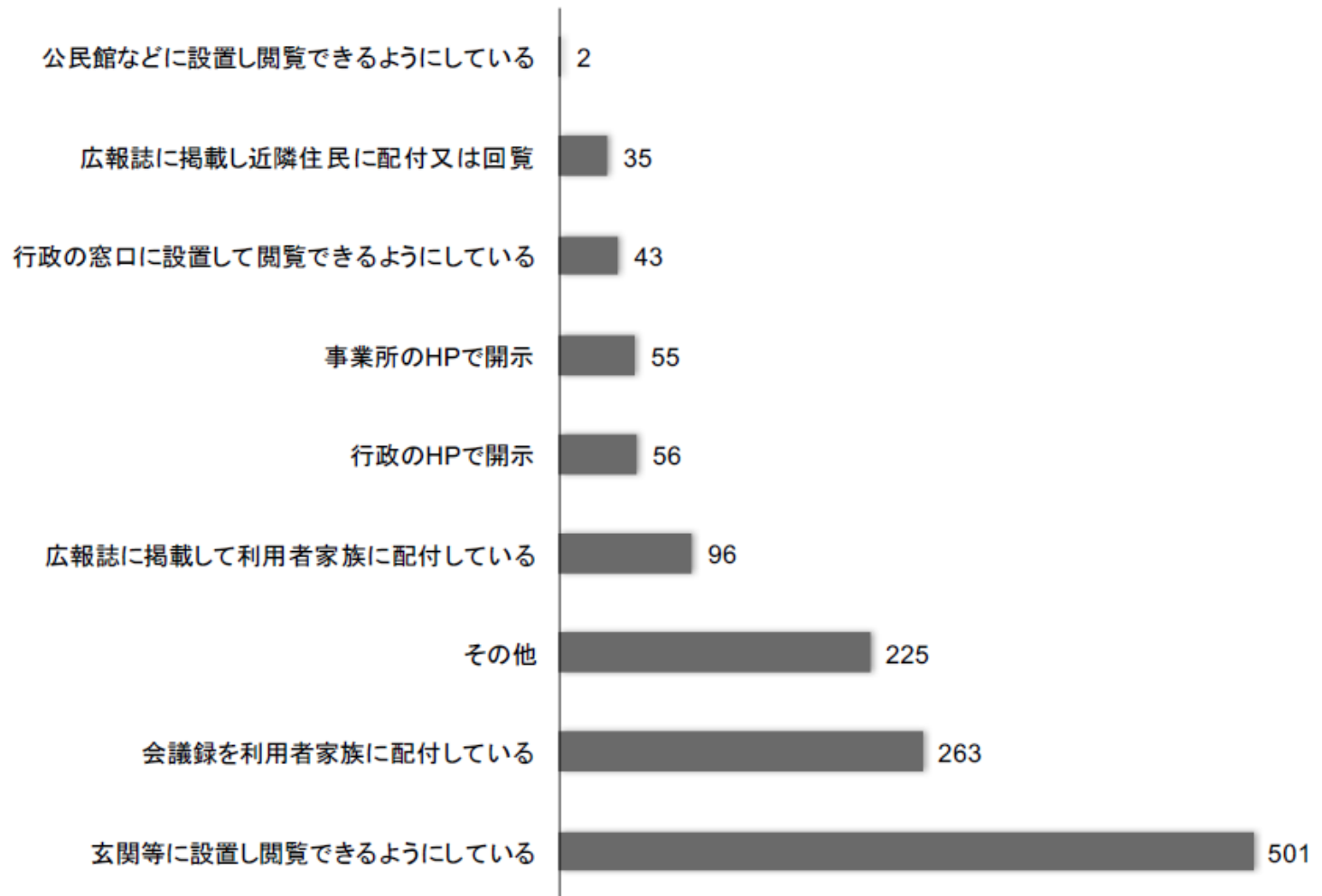
## 固定メンバー



## 変動メンバー



# グループホームにおける運営推進会議の実態調査 議事録の公表方法



出典：認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業報告書  
2010年3月一般社団法人 日本認知症グループホーム協会

## 運営推進会議記録

|           |           |             |  |
|-----------|-----------|-------------|--|
| 開催<br>日時  | 年 月 日 ( ) | 場 所         |  |
|           | 時 分 ~ 時 分 |             |  |
| 参加者       |           |             |  |
| 活動内容及び回数等 |           |             |  |
| 活動内容等の評価  |           |             |  |
| 要望・助言内容   |           |             |  |
| 事業所名      |           | 記録作成者 年 月 日 |  |

※ 原則として会議開催後 2 ヶ月以内にこの記録を作成・公表すること

## 運営推進会議設置運営規程(神戸市モデル規程)

### (趣旨)

第1条 この規程は、運営基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び平成18年3月14日厚生労働省令第36号「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」)に基づき、「〇〇〇〇(事業所名)」(以下「事業所」という。)に設置する運営推進会議の運営に関し必要な事項を定める。

### (運営推進会議の目的)

第2条 運営推進会議は、事業所の活動状況の報告を受け、それを評価し、必要な要望・助言を行うことで、当該事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、また「地域に密着した介護サービスの運営方針」の策定及び実施状況の監視・評価を行うことを通じて、当該事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (設置)

第3条 事業所に運営推進会議を置く。

### (構成員)

第4条 運営推進会議は、以下の各号に示す者により、最大10名以内の構成員をもって組織する。

- (1) 利用者 2名以上
- (2) 利用者の家族 2名以上
- (3) 地域住民の代表者 2名以上
- (4) 〇〇〇〇あんしんすこやかセンターの職員 1名以上
- (5) 〇〇〇〇(事業種別)について知見を有する者 1名以上

2 構成員のうち、前項第1号及び第2号の者は、「〇〇〇〇(事業所名)家族会」(以下「家族会」という。)において選任された者とし、当該構成員は、運営推進会議の議事概要を、運営推進会議開催後に開催される家族会において報告するものとする。

### (議長及び副議長)

第5条 運営推進会議に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、構成員の互選により、前条第1項の第3号、第4号、第5号の者から選出する。

3 議長は、運営推進会議の会務を総理する。

4 議長は、運営推進会議を招集する。

- 1 -

5 議長に事故あるときは、副議長が議長の職務を行う。

6 議長及び副議長に事故あるときは、その他の構成員の互選により選出されたものが議長の職務を代理する。

### (会議の成立及び議事)

第6条 運営推進会議は、構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。第4条第1項第3号から第5号に定める構成員の総数の過半数が出席しない場合もまた同様とする。

2 運営推進会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議事は、原則として、次の通り進行するものとする。

#### ①開会宣言(議長)

#### ②会議成立の確認(議長)

#### ③予定される議事の説明(事業所)

#### ④議題の審議

##### ア) 議題説明(事業所)

##### イ) 質疑応答(構成員及び事業所)

##### ウ) 決(構成員)

#### ⑤開会宣言(議長)

4 事業所は、予定される議事について、開催日前に、構成員に対し、文書により通知するものとする。

### (開催計画)

第7条 事業所は、毎年度3月までに、翌年度の開催計画を作成し、利用者、利用者家族及び運営推進会議の構成員に周知するものとする。

2 開催計画においては、運営推進会議の開催予定日時及び開催場所を明記するものとする。

3 運営推進会議の開催月は原則として偶数月の第3金曜日とし、年度毎に6回以上開催するものとする。

4 議長は、開催計画に基づき予定する会議に加え、臨時会を招集することができる。

### (議事概要の公表)

第8条 事業所は、運営推進会議の議事の概要を、次の各号に示す方法により公表するものとする。

(1) 事業所の窓口の1階カウンターにファイリングして設置

(2) 事業所内の各フロアの利用者の目に付きやすいところにファイリングして設置

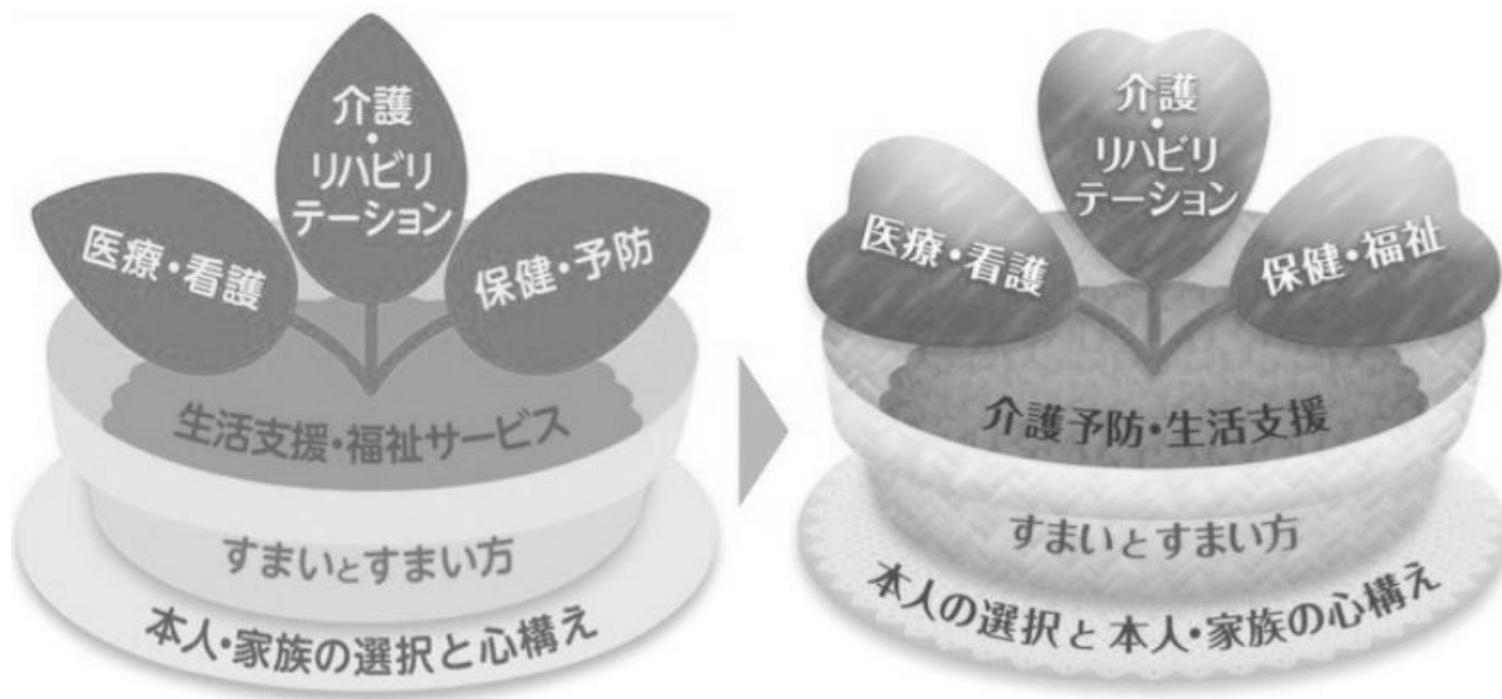
(3) 家族会報に掲載

(4) 事業所のホームページに掲載

(5) 〇〇自治会の役員会及び同自治会の回覧板を活用し、議事概要の設置場所を地域住民に

- 2 -

＜進化する地域包括ケアシステムの「植木鉢」＞



## 2月12日NHKニュース 北海道旭川市 「処遇改善加算」合わせて1800万円余りを不正

介護報酬1800万円余を不正受給。新たな利用者の受け入れを3か月間停止する行政処分

昨年度までの2年間に「処遇改善加算」合わせて1800万円余りを不正。受け取った金額の一部しか職員の賃金に充てず、うその報告書を提出

過去の処遇改善加算の不正請求

三重県のグループホームが処遇改善加算74万円を、職員の賃金に一部しか充てず待遇を改善したとうその報告で、指定取消。

北海道函館市では、訪問介護事業所が処遇改善加算を含む8万6000円の介護報酬を不正に受け取っていたなどとして指定取消。

今回、多額の不正請求が明らかになったことを受け厚生労働省は「介護保険制度の信頼を損なうものだ」として全国の自治体を通じて介護事業者への指導を徹底する。



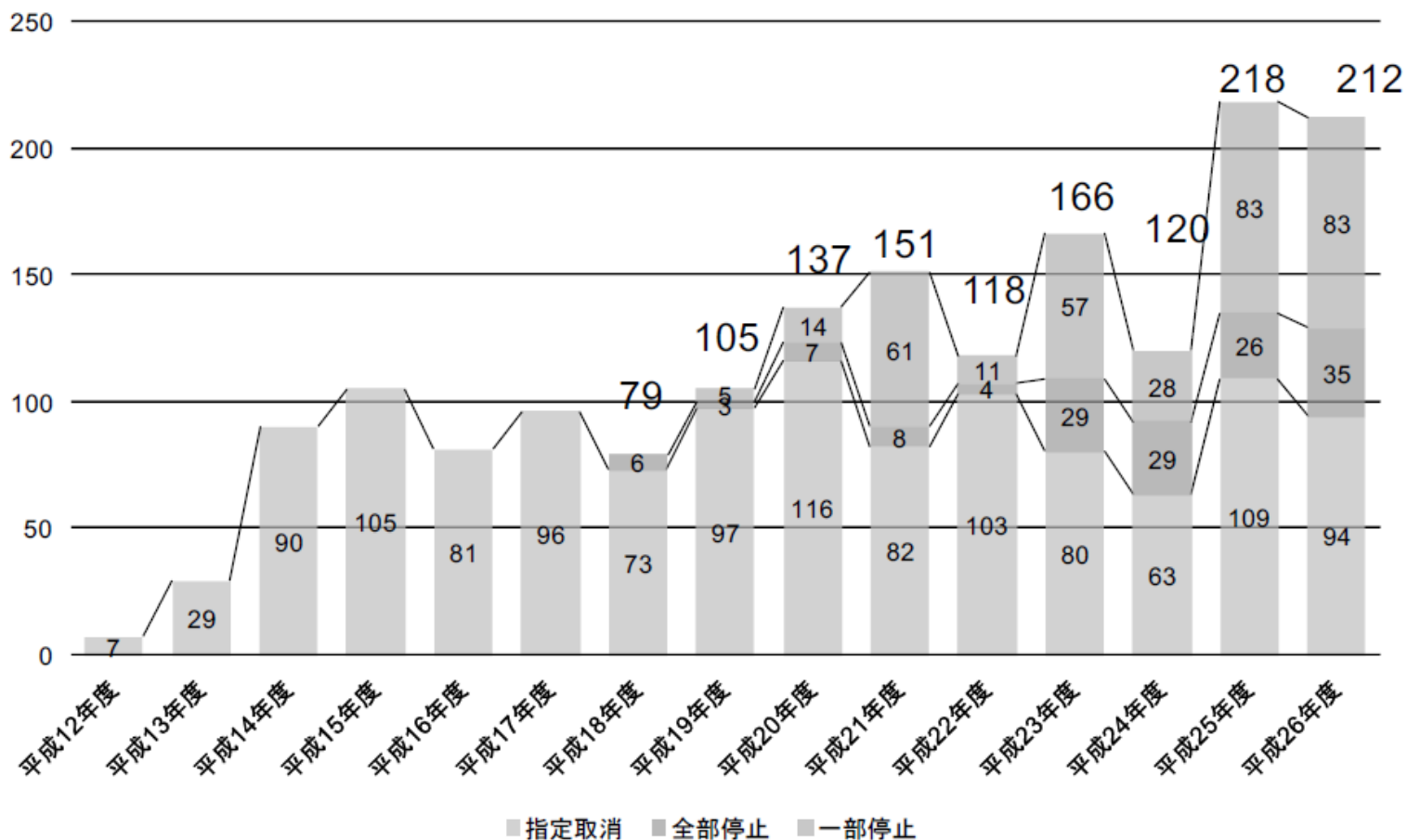
# 介護職員処遇改善加算の不正請求防止について

通知を近日中にも発出する予定であるのでご承知置き願いたい。

- ・ 介護職員処遇改善加算の届出を行った事業所については、当該事業所における賃金改善を行う方法を、介護職員処遇改善計画書等を用いて職員に周知することとしているが、本内容が職員に対して十分に認知されるよう、周知に際しては、同計画書等における関係箇所を強調するなど、適切な方法により職員に対して周知すること
- ・ 都道府県等が事業所から介護職員処遇改善実績報告書を受け取る際には、「介護職員処遇改善加算総額」と「賃金改善所要額」とを比較し、必ず「賃金改善所要額」が上回っていることを確認すること
- ・ 介護職員処遇改善計画書や介護職員処遇改善実績報告書の様式に、不正請求が発覚した場合には、支払われた金額の返還や指定の取り消しがあり得る旨の注意書きを追記すること

# 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所内訳 【年度別】（平成12年度～26年度）

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計):1,714事業所



出典：東京昇降リサーチHPより

## 平成28年4月30日 熊本県天草市 高齢者住宅併設事業所で指定取消し

### 【訪問介護事業所】

①13人の利用者について、居宅サービス計画の内容に沿って訪問介護計画が作成されていなかった。また、19人の利用者について、訪問介護計画に沿ったサービスを提供していなかった。

②23人の利用者について、合計4,461件、提供した具体的なサービスの内容等を記録していなかった。

③平成27年1月から平成27年6月の間、れんげそう訪問介護事業所の従業員ではない者5人(蓮華株式会社経営のサービス付き高齢者向け住宅に従事する職員)が、合計414件の訪問介護を行った。

### (2)不正請求(介護保険法第77条第1項第6号該当)

19人の利用者について、合計701件、1人の訪問介護員等が同日同時間帯に複数の利用者に対して訪問介護を提供したとする虚偽のサービス提供記録を作成の上、居宅介護サービス費を不正に請求し、受領した

### 【居宅介護支援事業所】

平成26年度介護報酬改定後の居宅介護支援費の単位数が記載された様式で平成26年4月以降に作成した契約書及び重要事項説明書を、契約日が平成22年3月1日、平成22年11月5日、平成23年3月28日及び平成23年10月10日である契約書及び説明日が平成22年11月5日である重要事項説明書として、平成27年8月18日に監査した際に提出した。

# 介護保険施設等における高齢者虐待等に対する指導・監督の徹底と行政処分の厳格化について

○介護保険施設等の指導監督について(平成18年10月23日付け老発第1023001号厚生労働省老健局長通知)新旧対照表 改正案

## 別添1 介護保険施設等指導指針

(1)指導通知 都道府県及び市町村は指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

1~5(略)



# 到着から開始までの一連の流れ

1,事業所内の視察

2,重要事項説明書の揭示義務

3,個人情報に関わる書類の保管状況

4,衛生管理の状況

5,防災対策

6,許認可時との変更の確認

7,実地指導の開始

# 開始後の確認書類

## I. 人員に関するもの

- 1) タイムカードや出勤簿との突き合わせ
- 2) 管理者、職員の兼務状況の確認
- 3) 職員の資格者証などの確認
- 4) 雇用契約書と就業規則の確認
- 5) 許認可申請時の届け出職員の開業時点での勤務状況



# 開始後の確認書類

## 2.設備に関するもの

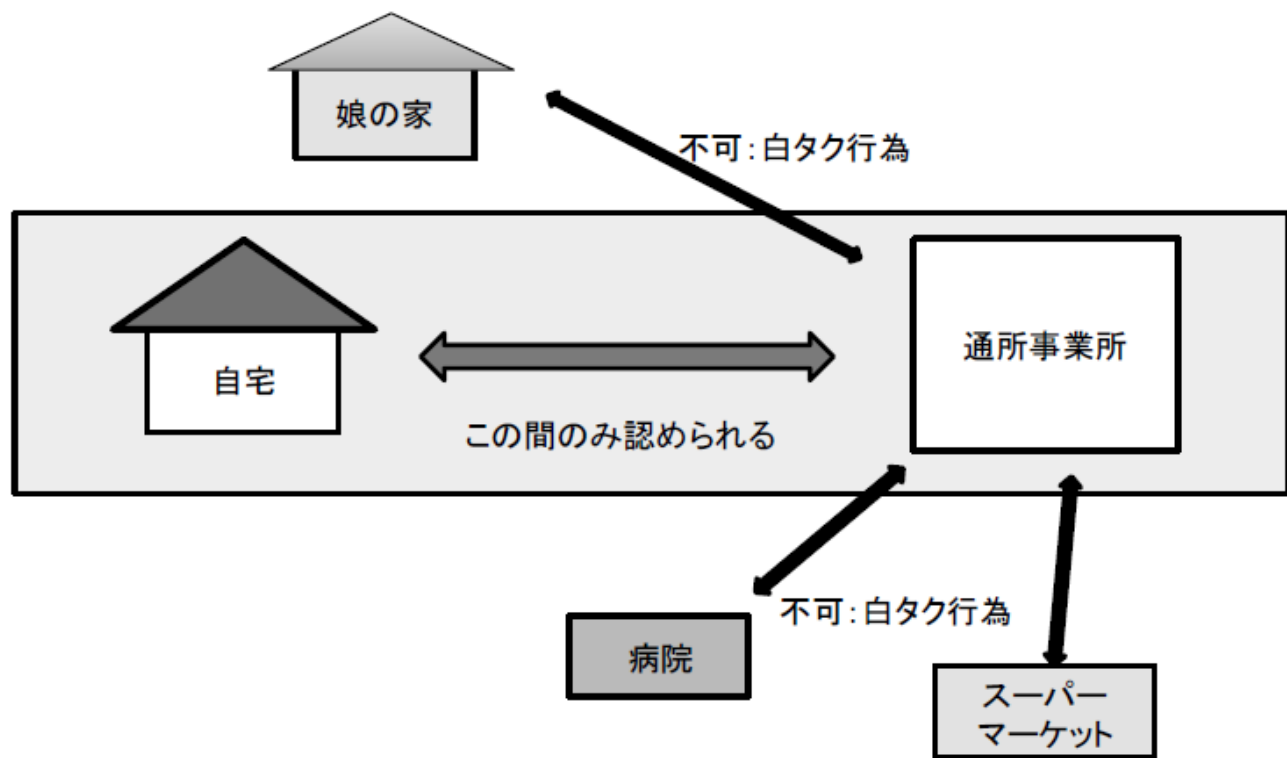
- 1) 防災関連
- 2) 防災訓練
- 3) 施設の衛生管理状況

# 開始後の確認書類

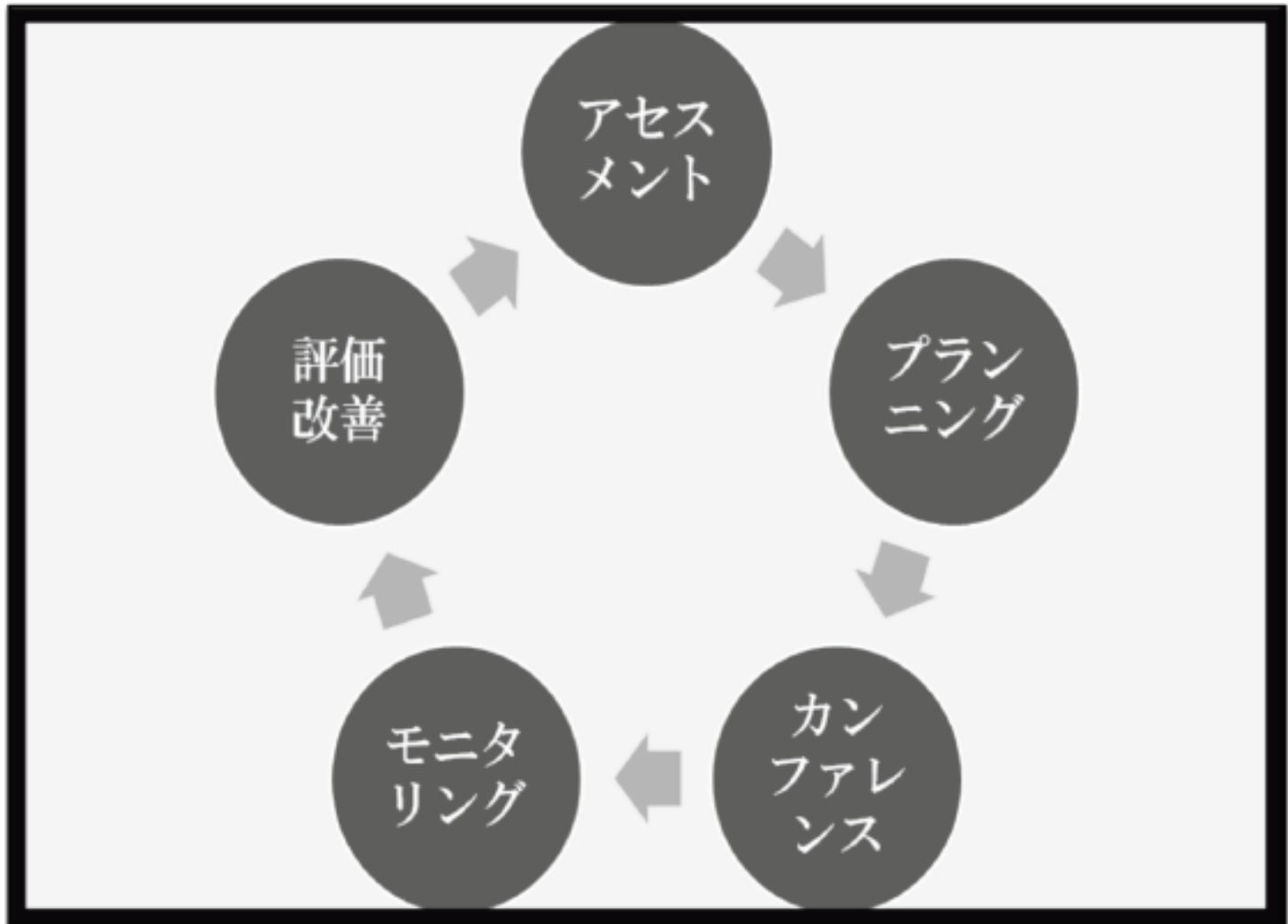
## 3.運営に関するもの

- 1) 運営規程
- 2) 契約に関する書類
  - (a) 重要事項説明書
  - (b) 契約書
  - (c) 同意書
- 3) サービス提供に関する書類
  - (a) 介護計画書
  - (b) 居宅サービス計画の写し
  - (c) アセスメントシート(利用者の心身状況の分かるもの)
  - (d) サービス提供記録
  - (e) モニタリング記録
  - (f) 機能訓練Ⅱに関する計画・記録等会議録  
(ケアカンファレンス、支援介護など)
  - (g) 送迎記録(運行計画、運転日誌等)
  - (h) 事業所の日誌等
- 4) 職員の研修に関する計画、実施記録
- 5) 事故・苦情に関する書類
- 6) 利用料金に関する書類
- 7) 会計・経理に関する書類
- 8) 介護報酬に関する書類

## 送迎は自宅と事業所間のみ認められる

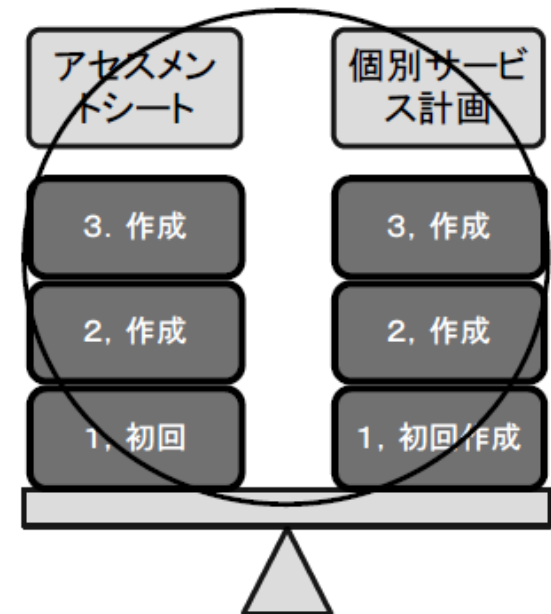
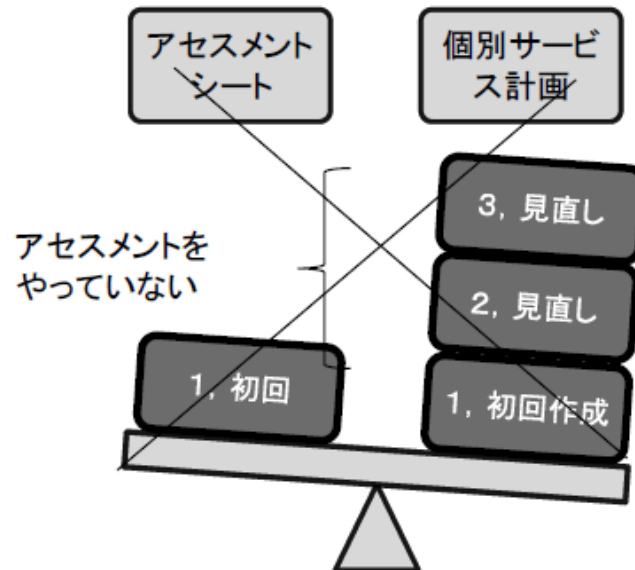


# ケアマネジメントプロセス

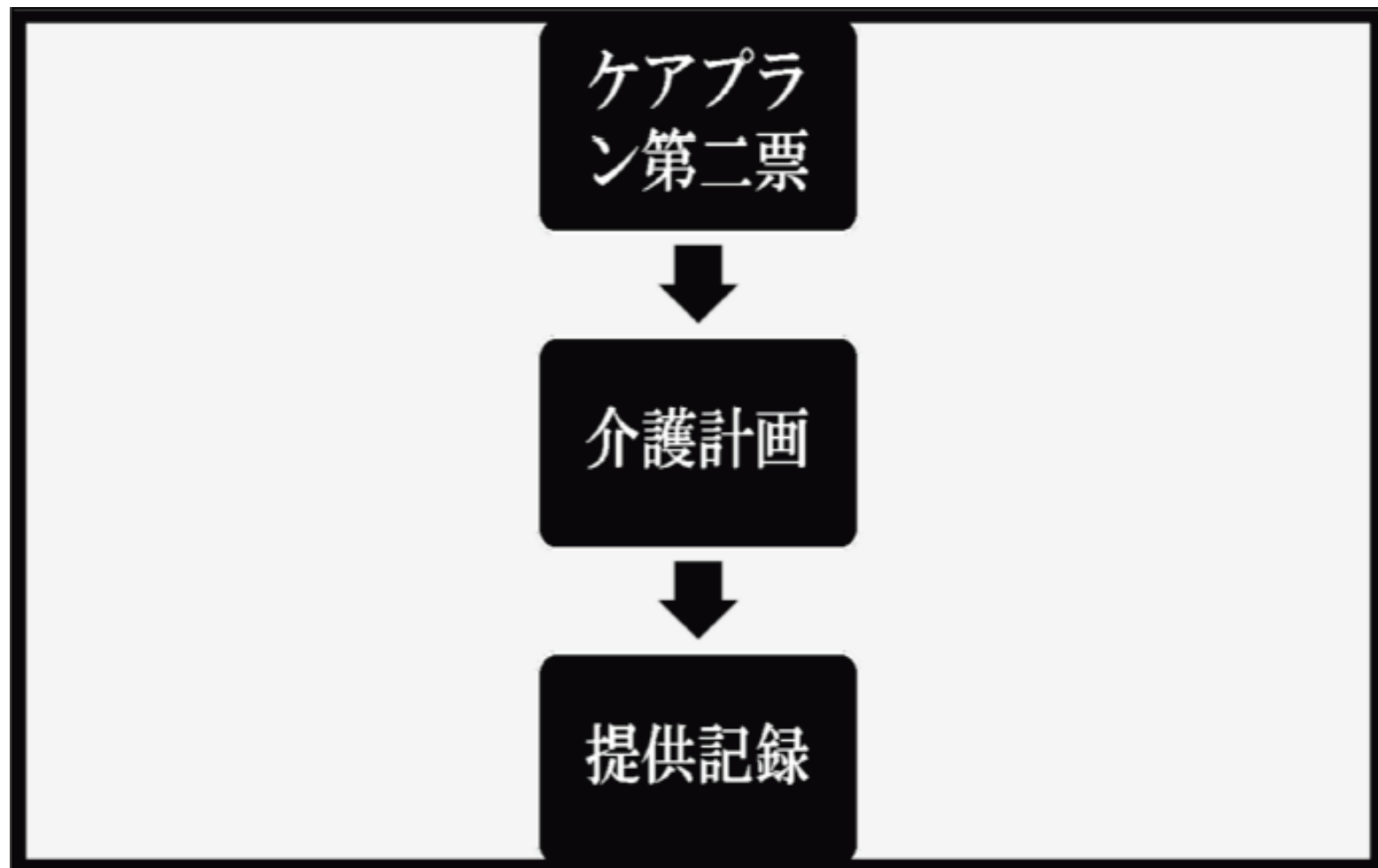


# アセスメントに基づいて計画を作ると枚数が同じになる！

アセスメントシートの枚数＝個別サービス計画の枚数

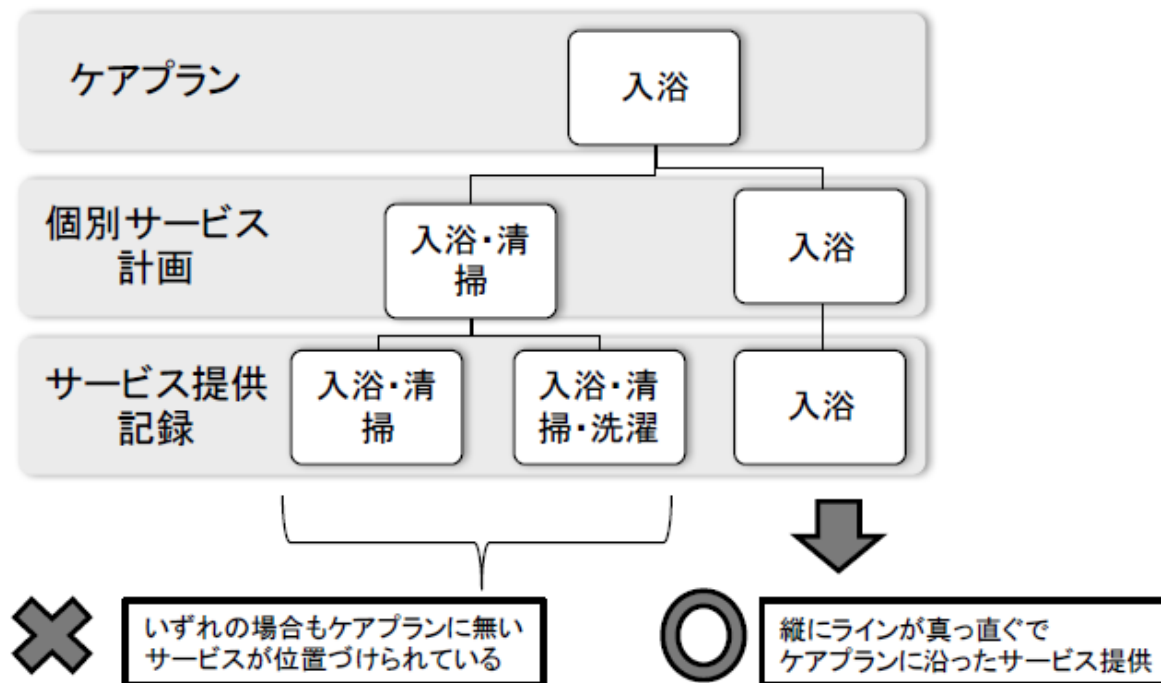


# 整合性

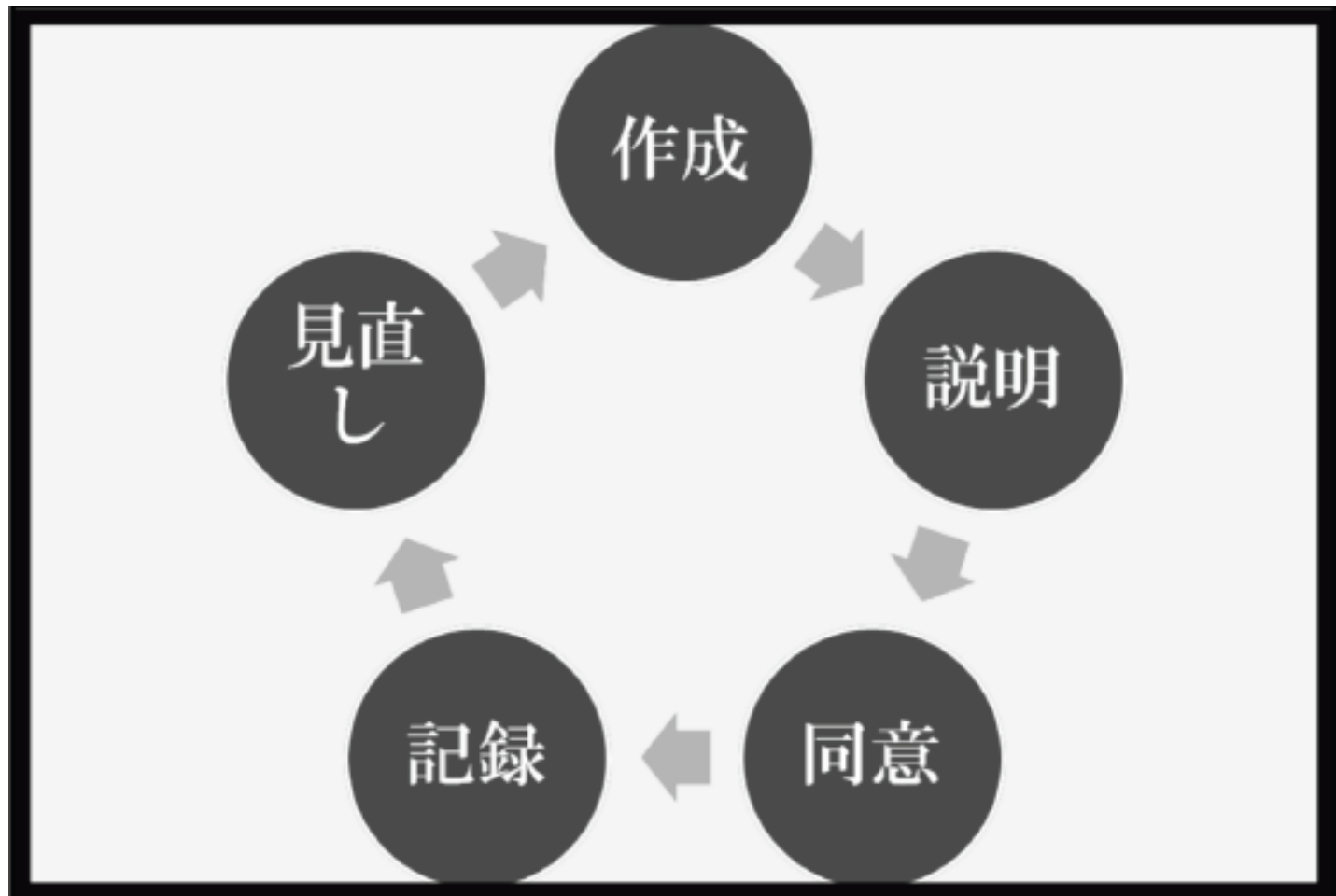




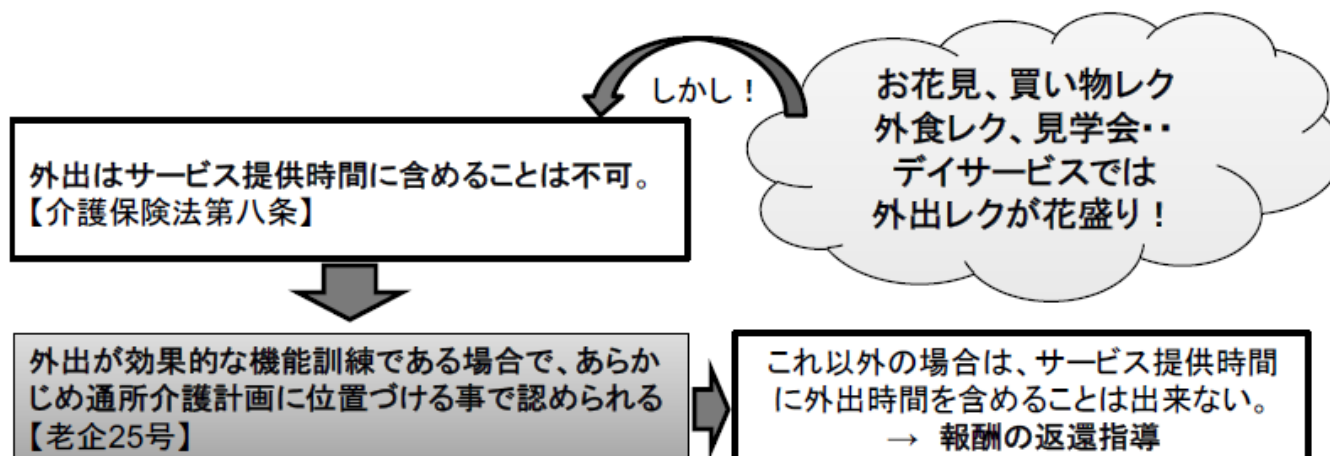
# ケアプランに沿ったサービス提供の意味



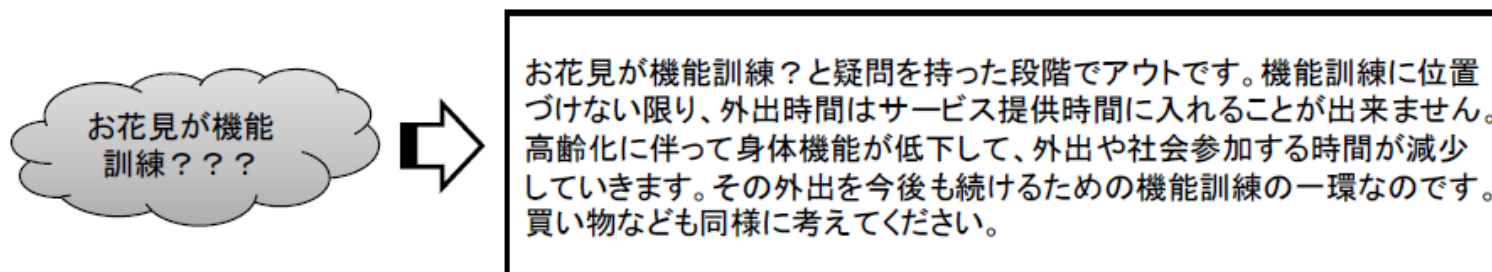
# 計画



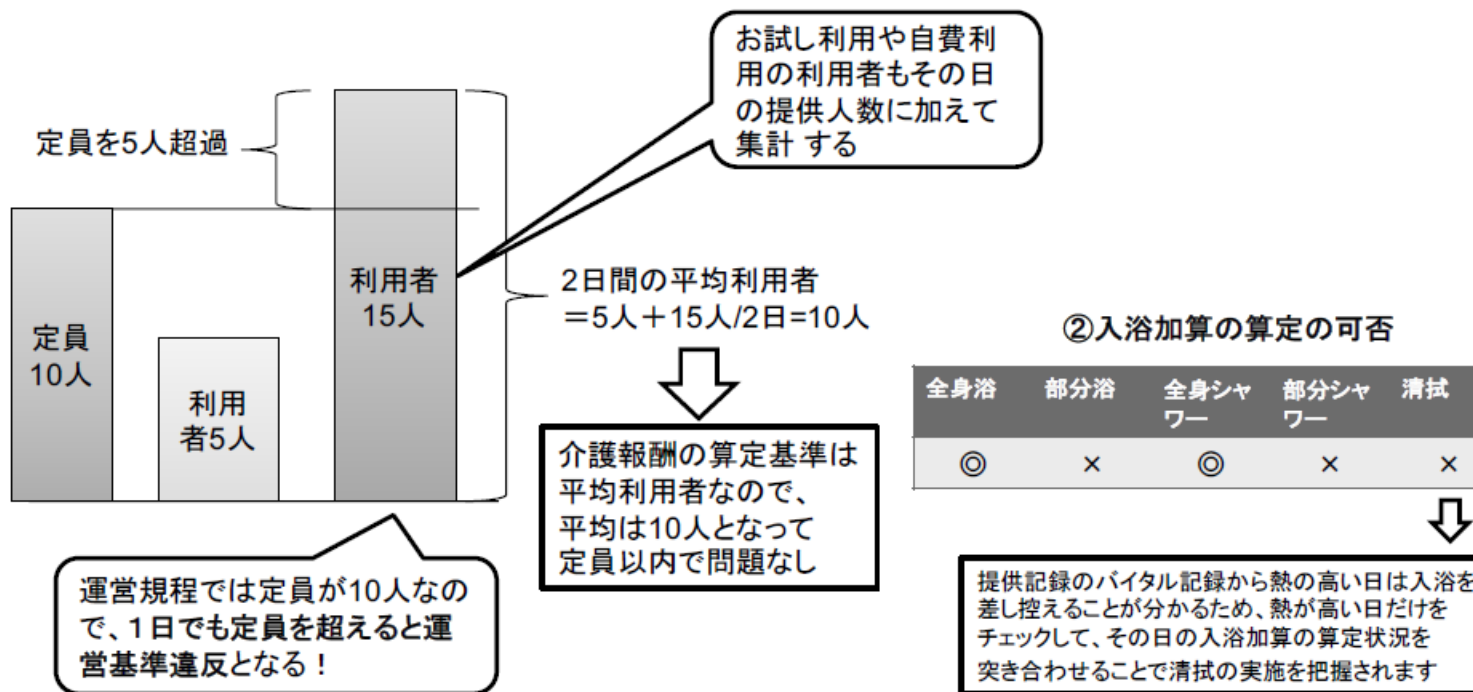
# 外出レクをサービス提供時間に含める方法！



※ 保険者の対応でローカルルールがある場合があります。  
→ 移動時間は提供時間に含める事は不可など。

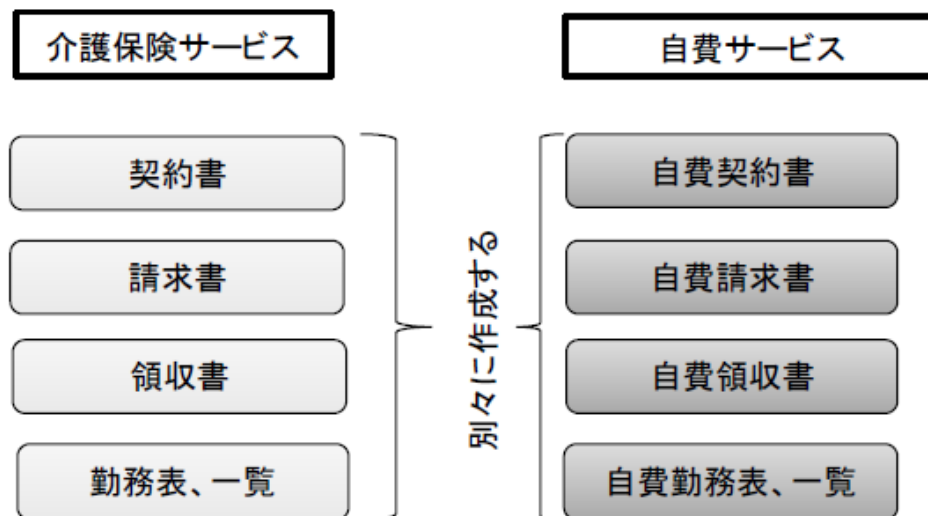


# 介護報酬の算定基準と運営基準の考え方の違い



※長期間続く場合は行政処分の対象！

# 自費サービスと介護サービスは明確に分ける！



## 他の許認可事業との関連(一例)

| お泊まりサービス | 旅館業(旅館業法)         |
|----------|-------------------|
| 洗濯サービス   | クリーニング業(クリーニング業法) |
| 家事代行サービス | 家政婦業(職業安定法)       |
| 送迎サービス   | タクシー業(道路運送法)      |

# 記録が重要

## サービス提供記録の記載項目

- ① サービス提供日
- ② サービス提供時間(実時間)
- ③ サービス内容
- ④ 提供者の氏名
- ⑤ 利用者の心身の状況
- ⑥ その他(送迎時間ほか)



サービス提供の証



重要なのはサービス提供の開始時間  
と終了時間の記載



給与計算時のタイムカードに相当

日 報



支援経過記録

会議、訪問の日時、場所、内容  
他職種共同での打ち合わせ



## 攻撃は最大の防御～守りの時では無い

- ・介護保険制度に依存する時代はすでに終わった。
- ・事業所数の伸びが減速する今が、攻めの好機です。
- ・地域における差別化を進めるべき。
- ・この激動の時代に於いて、今までと同じ経営を続けることは最も難しい。
- ・情報を的確に得て、時代の変革の波に乗り、自らが変わることが重要。
- ・今、経営者には行動することが求められている。